

外部評価委員との懇談会の記録

第1回懇談会

日時：平成17年7月21日（木）午後1時30分～2時30分

場所：大阪大学大学院法学研究科 研究科長室

出席者：	外部評価委員	弁護士	クレイグ・マーチン氏
	法学研究科	評議員・副研究科長	竹中 浩
		外部評価担当委員	中尾 敏充

概要： 外部評価委員であるクレイグ・マーチン氏（カナダ在住弁護士）は、平成14年度外部評価の時にも外部評価委員をされ、国立大学の法人化と法科大学院の設置準備について、貴重な意見を述べられ、その後、非常勤講師あるいは附属法政実務連携センター外国人研究員として、毎年、法学部及び大学院法学研究科の教育にも従事され、貢献していただいている。

当日は、学務担当の法学研究科副研究科長の竹中との間で、様々な意見交換と議論がなされた。それをもとに、外部評価委員として提出された意見は、別添（85頁）のとおりである。

第2回 懇談会

日時：平成19年3月19日(月)午後5時～午後7時30分

場所：リーガロイヤルホテル6階 錦の間

出席者：(外部評価委員)

社団法人関西経済連合会理事	栗山 和郎 氏
フェニックス法律事務所弁護士	小寺 史郎 氏
金融庁総務企画局参事官	知原 信良 氏
名古屋大学大学院法学研究科長	松浦 好治 氏

(大阪大学大学院法学研究科)

研究科長	三成 賢次
評議員・副研究科長	竹中 浩
副研究科長	高橋 明男
外部評価担当委員	中尾 敏充

司会

(大阪大学大学院高等司法研究科)

研究科長	松川 正毅
副研究科長	佐久間 修
外部評価担当委員	三阪 佳弘

(法学研究科・高等司法研究科事務関係)

庶務係長	乾 喜代一
庶務係主任	丸山 敬太

なお、外部評価委員である大阪府政策企画部長総山哲男氏は、当日、公務のため、欠席された。事前配付資料と当日の議事録をもとに、別添の意見(90頁)を提出していただいている。

内容：事前配付資料にもとづき、法学部及び法学研究科の教育の現況、国際交流、管理運営について、大阪大学の側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。

以下は、その議事録である。

大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会 議事録

平成19年3月19日（月）開催

【中尾】 きょうは、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、外部評価委員会を開催させていただきます。最初に、私のほうからそれぞれの肩書とお名前を紹介させていただきます。また、敬称は様で紹介させていただきます。

向こうに座っておられます栗山和郎様、名簿にありますように関西経済連合会の理事であり経済産業本部長をなさっておられます。よろしくお願ひします。

隣に座っておられますのが、名古屋大学大学院法学研究科長の松浦好治様です。

お隣が金融庁総務企画局参事官の知原信良様です。

そのお隣がフェニックス法律事務所の弁護士をなさっています小寺史郎様です。

つぎに、こちらのメンバーを紹介させていただきます。

法学研究科の副研究科長の高橋明男です。

同じく副研究科長の竹中浩です。

法学研究科長の三成賢次です。

高等司法研究科の研究科長の松川正毅です。

高等司法研究科の外部評価担当委員の三阪佳弘です。

私、法学研究科の外部評価担当委員の中尾敏充です。

あと、高等司法研究科の副研究科長の佐久間修が出席される予定ですけど、きょうは授業がありまして少しおくれるということですので、間もなく到着するかと思います。

すでにお渡ししています資料にもありますように、法学研究科と高等司法研究科は合同の外部評価委員会の内規というものをつくっています。今日ご出席の委員の方以外に外部評価委員になっていただいている方は、大阪府の政策企画部長の総山哲男さんと、カナダで弁護士をなさっていますマーティン・クレイグさん、合計6名の方に外部評価委員をお願いしています。

外部評価委員会を開催するに当たって、まず委員長をご選出していただかないといけないのですけれども、大学のことに付いてある程度いろんな形で熟知されています名古屋大学大学院法学研究科長の松浦さんをお願いしたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

あと、一応きょうの簡単な日程だけ報告させていただきます。最初に法学研究科の執行部のほうから趣旨説明と、すでにお渡ししています「法学部及び法学研究科の現況」について、パワーポイントを使って簡単に説明させていただきます。その中で今日議論していただく重要な点をそれぞれの担当者のほうから提示していただくという形をとらせていただきたいと思います。その中で特に確認とか簡単な質問がありましたら、説明が終わった時点でなさっていただきますけれども、お食事を挟みまして、外部評価委員の方から本格的な、いろんな質問等、ご指摘の点を伺って議論をしたいということで、一応1時間ぐらゐをその時間に充てたいというふうに考えています。7時には終了したいと思ひます。そういう段取りで進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

【松浦】 それでは、三成先生から本日の会議の趣旨のご説明をお願いいたします。

【三成】 皆様には、お送りした資料にすでにお目通しいただいているかと存じます。

今回の外部評価の前提として、前回、平成14年度に行いました外部評価がございます。その際には、ロースクールの立ち上げという大きな課題があり、どのようなロースクールをつくるかということと、それに関係して既存の法学部と法学研究科をどのように改組していくのかと、ということを中心に報告させていただき、委員の先生方にご検討いただきました。すでにそれから4年が過ぎ、法人化も3年をへて、またロースクールも設置審査期間の3年を終えました。しかし、それから大阪大学では、大阪外国語大学との統合という新たな課題が生まれ、10月の統合に向け、現在、国会参議院で法案審議がされていると聞いております。ロースクールに関しても、この3年間で新たに増えてきた問題点や課題が幾つかあります。法学部と法学研究科に関わる問題や課題は、ロースクールの今後のあり方と密接に関わっています。今回の外部評価については、そのようなところにポイントを絞りながら、法学部と法学研究科の状況について私たちのほうから問題点等を指摘させていただき、各界の分野で活躍されている先生方にご意見をいただき、それを私たちの課題としてフィードバックさせていただきたいと思っております。以上簡単ですけど、よろしくお願いいいたします。

【中尾】 どうもありがとうございました。

それでは、法学部教育の現状について、竹中さんに説明していただきたいと思っております。

【竹中】 学部担当副科長の竹中でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、お手元の資料を適宜参照していただきながら、パワーポイントの順に従って簡単にご説明させていただきます。

まず、進路・就職状況ですが、大体民間企業への就職がほぼ3分の1で、官公庁を加えて半数弱ぐらいが就職です。大阪大学の場合には、官公庁の中で地方自治体に進む者がかなり多いのが特徴として挙げられるかと思っております。国家公務員になる人がやや少ないので、もう少し国家公務員を希望する人を増やしてはどうかというようなことも前から言われているんですが、学生の側の意識がなかなか変わらないということなのかもしれません。

進学者は60名です。これはほとんどが法科大学院です。研究者になろうとして、伝統的な大学院教育を希望する学生が非常に少なくなっており、これをどうするかが非常に大きな問題になっています。その他の68名の中には、旧司法試験を受ける人がかなりいます。さまざまな事情で進路調査に必ずしも協力してくれない人も中にはおります。そういった人たちが含まれているということです。

つぎに、カリキュラムですが、これにつきましては、お手元の資料の45～46ページに表が載っておりますのでご覧ください。平成16年度に法科大学院をスタートさせたのに伴い、教員の負担が非常に大きくなりましたので、カリキュラムの見直しをせざるを得なくなり、実定法科目を中心にかなりのスリム化を行いました。学部での法律教育は絞って、ほんとうの法律教育は大学院、ロースクールで行うべきであるというのが法科大学院発足時の理念でしたから、これに従ったカリキュラム改革をやったわけです。

最近ではこれが果たしてよかったのかどうかということが議論されています。つまり、期待されていたように他学部出身者がロースクールを受験するというより、むしろ法学部出身者がかなりロースクールを志向しており、この人たちが在学中にどれだけしっかり法律を勉強してきたかが、ロースクールでのパフォーマンスにかなり影響しているということがだんだんわかってきまして、かつてのような理念だけでは教育ができなくなってきたということがあります。特にいちばん大事な民法などは少し減らし過ぎたのではないかと、ということが部内でも言われておまして、これについて今後どうするか、今、検討してい

るところです。

ただ、いずれにしても、講義の数をあまり増やさないという基本線は変わっていません。講義科目は基本的なものに絞って提供する。他方、阪大法学部のセールスポイントであった少人数の演習形式の授業を今後多様化させて、学生のニーズに対応していくことが必要ではないかと考えています。たとえば、これまで4単位の演習1本であったのを改め、新たに2単位の演習形式の授業を設けるといったことです。

3・4年次のところに、「進路に応じたモデルメニュー」というのがあります。学生に対してこちらがどういう履修をするとういかを指示することが求められているわけですが、これはなかなか大変です。例えば公務員になる学生にはどういう科目を履修したらいちばんいいか、あるいは企業へ行く学生にはどうかというようなことについて、こちらでもまだ考え方が一本化していないのです。差し当たり、今、考えておりますのは、なるべく学生に情報提供するということです。例えば先輩たちのうち、どういう履修パターンで勉強した人がどういう進路を選んだかといった情報をなるべく多く提供していこうと考えております。これまではそれを全部手作業でやらなければならなかったのですが、最近Web上で履修登録をするようになり、それによって履修状況の把握が非常に容易になりまして、豊富なデータが使えるようになりましたので、それを適宜分析して学生に提供していく。これによって理想的なモデルメニューにかわるものを提供していきたいと考えているわけです。

それから、もう1つ悩みの種となっているのは、3年生までに卒業に必要な単位を取ってしまう学生が非常に多いことです。4年生はもう試験や就職にかかりきりになり（就職は3年生の秋ぐらいから始まりますが）、授業に出てこない学生が増えています。これは教育上の問題であると同時に、コミュニケーションの問題でもあります。4年生の学生と教員との接点が非常に薄くなったために、学部の情報伝達にかなり支障を来しています。この点を何とかするためにも、先ほど申しました2単位程度の演習形式の科目を必修化することによって、4年生でも否応なく学校に出てこないといけないようにしてはどうかといった案も出ております。これも今、検討中です。

いずれにしても、演習形式の授業というものをもう少し工夫する必要があります。後で新学科の話が出てきますが、新学科のセールスポイントの1つとして、2単位のセミナー形式の授業が非常に多いことが挙げられます。法学科でもそれを参考にしながら演習形式の授業をこれからもっと増やしていきたいと考えています。

検討課題として、進路状況にこたえるカリキュラムにすることが挙げられていますが、先ほど申しましたように、どういう科目を勉強したらどういう進路に進めるかということ、こちらの側としてもなかなか自信を持って言えない状況にあります。同じ科目でも担当する教員によってかなり内容が違ってくることもありまして、学生の側の評価というものもいろいろですから、必ずしも型どおりのことを押しつけるわけにはいかないということですね。そこでまず情報提供を積極的にやりたいと考えているわけです。

「法科大学院との接続をスムーズに行うためのカリキュラム」というのも、先ほど申し上げましたように、理念的には本来法科大学院は学部教育を前提にしていないという建前でしたが、実際にはそうではなくて、やはり学部でしっかり法律を勉強してきた人が圧倒的に有利であるということがわかってきた。法科大学院で教育をする教員も、基礎がきちんとできている学生のほうが教えやすいということもありまして、今、揺り戻しが起きており、基本的な法律科目を学部段階でしっかり教えることが重要だと言われるようになって

てきております。

以上ですね。

【三成】 では、続いて新学科について説明をさせていただきます。新学科と従来の法学部とどのように区別をするのか、新学科ではどのような内容の教育をするのかということと、教育に複数の研究科がかかわっている新学科の組織的な運営をどのように行うかということ、この2点に問題は基本的に集約されていると私たちは考えております。

新学科の名称は国際公共政策学科で、定員80人です。阪大としては、当初は新たな学部を創設する計画でした。独立研究科である国際公共政策研究科のもとに、大阪外大の先生方、つまり外国語に強い先生方というリソースを生かした新しい学部をつくらうと考えていました。しかし、文科省では、少子化傾向のもとでは、阪大に新学部をつくることには否定的でした。そこで、法学部の中に国際公共政策学科という新しい学科をつくり、組織上は法学研究科が中心となりつつも、国際公共政策学科や経済学研究科、そして高等司法研究科とも連携しながら教育をしていく方向で考えました。ですから、形式的に見ると法学部の中にある1つの学科ですが、実際の教育に関しては、阪大の社会科学系のスタッフが総がかりで教育を行う、新しいタイプの学科なのです。さらに、外大から来られる社会科学系の先生方に関わっていただく。その先生方は法学部とか国際公共政策研究科とか経済研究科にそれぞれ、我々の言葉で分属という言葉がありますが、それぞれ所属をしていただいて教育に携わっていくという形になります。

つまり、外大との統合を機会に新しい学科と創っていこうということ、外大の先生方も協力をいただくことによって国際性豊かな人材を育成していこうということです。大阪大学はこれまでも国際性を重要な課題としてきました。外大との統合によってバージョンアップされた国際性を目指す。ご存じのように大阪外大はアジア言語が非常に強いので、中国、韓国、アジアのほうに目を向けた国際性教育というものをやっっていこうということが基本にあるのです。

それからもう1つは、先ほどの図からもご理解いただけるかと存じますが、社会科学である法学、政治、そして経済が協力をしながら、法政がかなり中心部分を占めますけれども、それ以外の社会科学系の分野も協力をしながら教育をしていく、それによって総合的な知性を備えた人材を、国際社会とか地域社会で活躍している公共政策部門などで活躍できる人たちを育てていきたいと思いますというのが新学科創設の理念なのです。

そして、教育の特色ですが、これはもう繰り返しですので申し上げますけど、複数の社会科学分野における教育をしていくということと、もう1つは先ほど竹中副科長のほうから話がありましたように、英語のゼミナールを重視することです。少人数でやると教育効果は非常に上がるということは我々も経験的にわかっています。ただ負担が重いというのでなかなか踏み切れないところがあったのですが、新学科については外大からも新たに先生が来ていただけますので、多くの先生方の協力をいただきながら少人数のゼミナールを中心に教育を実施し、その中でコミュニケーション能力、英語の授業、語学力、表現力を高めていくということになります。

それからもう一つは、これは既存の学科と大学院でも進めておりますが、教育環境の国際科ということです。日本人学生の留学や外国人学生の受け入れなども積極的に進めています。奨学金のよるサポートとか留学情報の提供などの形で、積極的に留学を促進しています。カリキュラムは、1年生は基本的に基礎的な学習が中心ですが、この段階で既に法学、政治学、ミクロ経済学という形で社会科学系の全般的な科目が入っており、少人数に

よるセミナーが全学年を通じて行われます。これは当然かなり負担が重いということ私たちも危惧したのですが、その教育に中心になる国際公共政策研究科や外大の先生方がこういう形でやっていこうと自覚的に対応して下さっています。以上が新学科の説明です。では、次に研究科についてお願いします。

【竹中】 それでは、研究科の現況についてご説明させていただきます。

平成18年度までの志願者数を見る限りではそれほど大きな問題は見えてとれないのですが、実は平成19年度の志願者が激減いたしまして、これが今問題になっております。ある程度質を維持しようとするすると、志願者を全員通すわけにはいきませんので、志願者が少なくなってくると合格者も少なくなってきた、ちょっと困ったなという状態です。基本的には学生の関心が圧倒的にロースクール、法科大学院のほうに向いていて、既存の法学研究科でいわゆる学問、伝統的な法学・政治学を勉強しようという関心が薄くなっているという問題があります。これは研究者養成という点でかなり深刻な事態です。大阪大学の場合には大学院の担うべき役割として研究者養成、学問的な後継者の育成ということをかなり重視してきましたが、その点でかなり問題が出てきているということが言えるかと思えます。

出身大学に関しましては、関西の私学出身者、それから中四国の国立大学出身者が合格者の多数を占めておりまして、阪大のステータスを求めて来ている人が多い。阪大の大学院に入ることによって自分の将来を切り開こうという志向があるようです。

博士後期課程に関しましては、阪大の場合には定員を少なく設定してありますので、定員充足に関しては今のところそれほど大きな問題は出ていません。問題はむしろ学位授与のほうです。3年で学位を取得させなさいということが言われているわけですが、これがなかなか難しい。と申しますのは、就職口が非常に限られておりまして、論文を書いたからすぐ就職できるという状況ではなくなっているからです。学生の側からすると、書いたら出ていかなければいけない。そうなるともう職もなくて一体自分はどうしたらいいんだということになります。なかなか早く書いて出ていきたいというふうにならないんですね。これがいちばん悩みの種であります。

カリキュラムと指導体制ですけれども、カリキュラムは比較法政プログラムと公共法政プログラムの2本立てになっております。簡単に言いますと、比較法政はいわゆる研究者養成を目的にしたプログラム、公共法政は修士課程を終えてそのまま社会に出ていく人たちの教育、あるいは社会人の再教育を主たる目的にしたプログラムです。全部が全部そうだというわけではありませんが、主としてそういった目的に合わせてプログラムが設計されています。比較法政プログラムのほうは主として伝統的な科目を学ばせるということに力が置かれていますし、公共法政プログラムの場合には、社会で実際に起こっている問題を取り上げて、それにさまざまな形でアプローチすることによって、その解決を模索するといったやり方で教育をするというのが基本的な考え方です。教員の側の能力の問題もありまして、意図したとおりに教育が行われていると言えるかどうか難しいところですが、そういった努力を積み重ねているということです。

担任教員制度というのは前期課程のみの制度です。前期課程においては、先ほど申し上げましたように外部から来る学生がかなり増えてきました。阪大出身の学生の場合にはゼミ等を通じてすでに指導する先生と関係が深く、アドバイスなどももらいやすい状況にあるのに対して、外から来た学生にとっては、それがなかなか自由にできません。学生と教員だけで指導教員を決めさせますと、外から来た学生が疎外感を持つということが考えられます。そこで、最初は教務委員会が担任教員を決めて、その教員に修学環境をコーデ

イネートしてもらい、慣れた時点で本人が指導教員を選ぶという制度になっています。これが前期課程の1つの特徴です。

学位の授与状況に関しましては、前期課程にはそれほど問題はありません。これに対して後期課程が先ほど申し上げましたようになりかなり厳しい状況にあり、毎年数名といったところです。定員が1学年12名ですが、退学者も含めましても出ていく人は10人以下です。言葉は悪いですが、だんだん溜まっていきます。何とかしたいのですが、就職の問題と直結しますので非常に難しい状況です。差し当たりわれわれができるのは、学位を取っても何らかの形で阪大とつながりを持って研究を継続できるような環境整備を行うことですが、これもいろいろ難しい問題がありまして苦労しています。

前期課程修了者の進路に関しましては、これはかなり就職が多うございます。最近では前期課程の修了者に関しても企業が門戸を開いてくれるようになりまして、学生は希望すればかなり就職できるような状況になってきております。個別に聞いたわけではありませんので大体の印象なんですけれども、志願者の多くは、もともと内心は研究者志望です。しかし、入ってみると、研究者への道はなかなか厳しいということを感じ知らされて、そこで進路変更を考える者がかなり多いようです。したがって、その時点までの教育が社会へ出ていくためにいちばんふさわしい教育になっているかどうかについても、今後少し検討していかなければいけないと思っています。前期課程修了者の中に企業に就職する人がかなり多いということ踏まえて、今後教育内容と進路とをどうやって結びつけていくかが課題だということです。

検討課題は、これまで申し上げてきたことの繰り返しになりますが、前期課程においては志願者の増加を図ることです。これにはいろいろな方法が考えられますが、差し当たりいちばん先に手をつけるべきこととして、社会人をもう少し入れたいと考えております。現在、社会人の入学者は10名以下です。これをせめて定員の半分ぐらいは社会人が占めるようにしたいと考えております。そのためには、これまでのような教育ではおそらくだめなのではないか。社会人が2年間、あるいは場合によっては1年間、大学院で学んで何を身につけられるかということについて、もう少しはっきりした形で社会人の皆さんにお示しできるような工夫が必要であろうと考えております。

ターゲットといたしましては、ひとつにはある程度社会で経験を積まれ、自分が社会でやってこられたことを、学問的な形でもう1回見直してみたいと考えておられる方です。自分がこれまで企業や官庁等でやってこられたことの総まとめをしたいという関心で来られる方。これから団塊の世代が退職するようになって、大学院に新しいニーズが生まれてくるのではないかと考えております。これに対してどう対応するかということですね。

それから、キャリア志向の社会人女性などもターゲットになるかも知れません。個別にターゲットを絞ってニーズを把握していくという努力がこれから必要になってくるだろうと思われるのですが、大学の教員が幾ら頭をひねってもなかなかいい知恵が浮かびませんので、ぜひそういった点についてご助言をいただければと考えております。

学位授与率、それから実定法分野の研究者養成ということに関しましては、先ほど申し上げましたように、学生の関心がロースクール、それから実務法曹という方向に向いているなかでどうやって研究者を育てていくかが非常に重要な課題になっているという点を指摘しておきたいと思っております。

【中尾】 時間の関係もありますから急いでください。ポイントだけでお願いします。

【竹中】 国際交流に関しましては、かなり詳しい資料をつけてございますので、これ

を読んでいただければと思います。いちばんのポイントは東アジア諸国との交流をどうするかということです。大学の国際交流では、教員の側はヨーロッパ志向、それから学部学生は北米志向、留学生の圧倒的な部分は東アジアから来ているという非常にアンバランスな状況がございまして、これをどうやって調和させていくか、バランスをとっていくかが非常に重要な課題であり、これに対して法学部として対策を立てるためにいろいろ工夫をしているということが書いてございますので、そこをぜひお読みいただければと思います。東アジアの幾つかの大学を結ぶフォーラム、あるいはさまざまな外部資金の導入等によって、それをより促進していくことを試みているところであります。

もうひとつは、JICAとの協力です。阪大法学部の場合、タンザニアの地方政府改革支援プログラムというのをこれまで5年間やってきまして、JICAとの協力に関してはそれなりに実績がありますので、今後これを発展させていきたい。そして、こうした事業を今後何らかの形で教育研究に活かしていきたいと考えております。

【中尾】 社会貢献と管理運営について、高橋さん、簡単に。

【高橋】 そうしましたら資料63ページから載っておりますので、そちらのほうをご覧くださいながら簡単に説明させていただきたいと思います。法学研究科は附属施設として法政実務連携センターというのを設置しております。これも大分歴史が古いんですけども、当初はいろいろな構想といいますか、法科大学院等々を考えながらつくられたというふうなこともあるんですが、実際にこれまで法政実務連携センターが行ってきましてのは、そのような法科大学院とか、そういうふうなものではなく、むしろ法学研究科プロパーの、とりわけ教育研究活動というものに何らかの形で補助的な役割を果たすような形での社会連携というような形になってきております。センターの構成自体はそこにありますようなものでありまして、ここはもう省略させていただきたいと思います。具体的にどのような活動をしているかということでございますけれども、一番大きな部分を占めていますのは、いわゆる公開講義あるいはシンポジウム、セミナーといったものでございます。これは例えば63ページに直近のものを載せてございます。いずれもここに載せているのは官庁の人ばかりでありますけれども、今年度、平成18年度も公開講義、とりわけ知財分野におきましての公開講義あるいはセミナーというものはずっと継続して行っているところでありまして、これは、法政実務連携センターの活動の中でも高く評価されるべきものというふうに自負しているところであります。

そして、あともう1つの部分が地域社会の連携ということでございまして、これはとりわけ大阪府市町村職員研修研究センター、通称マッセOSAKAと言われるものがあります。これはどの都道府県におきまして、このような市町村振興協会というのがございます。原資は宝くじなんですけれども、大阪府のマッセOSAKAというふうに通称されているものは、大阪大学の法学研究科と、とりわけ連携体制というのを深く持っております。もう既に5年目になりますけれども、ほかのところではない試みもずっと行っております。それが大学院の前期課程の科目を外部に公開する。外部というのは特に大阪府の市町村職員の人に公開するというようなものがありまして、単純に言いましたら出前講義をマッセOSAKAに出向いて行うというようなことをずっと5年間続けてきたわけです。今年度に関しまして行ったものが64ページのところに書かれているようなものでございます。そういうふうなものがもう1つの核でございました。

それから、センターには外国人研究員という枠がございまして、これはとりわけ国際交流というふうなものを進めるための法学研究科には数少ないリソースとなっております、

たくさんの外国人研究員というのをこれまで呼んでくることができました。それ以前はとにかく、今年度で残念ながら終了してしまうんですけども、ドイツ学術交流会との協力事業というのも過去20年以上にわたって続けてきたものであります。今年度までドイツの現役裁判官の人が法学研究科の助教授として在籍しておられます。これも今後は外国人研究員という枠の中でできるだけ発展、継承させていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後に管理運営体制のところもごく簡単に済ませたいと思います。この管理運営体制の法人化に伴いまして、いわゆるリーダーシップというものを重視するという体制をとらなきゃいけないということで、全学的にといいますか、全国的にされまして、大学のほうも当然そういうふうなものになりましたし、それに合わせて部局のほうも部局長を中心とした執行部体制というふうなものを強化するということが目指されました。法学研究科の場合も研究科長と副研究科長2名からなる執行部というものを形成しまして、それが臨機応変に機動的にいろいろな事柄について頻繁に連絡をとりながら管理運営を担っていくという体制をつくっております。具体的なことは65ページのところに書いてございますけれども、学務担当と管理運営担当という副研究科長をそれぞれ置きまして、そして、それにまた若干名の運営委員を構成メンバーとした運営委員会というのを設けまして、この運営委員会のもとに各委員会というのをつくると。そして各委員会には副研科長が原則として委員長、あるいは場合によっては運営委員という場合もあるわけですけども、そういう形で各委員会と執行部との連携というものをしっかりとっていくというような形をとるようにしております。それがリーダーシップにかかわるものであります。あともう1つは、法学研究科と高等司法研究科は非常に密接な関係といいますが、人的な関係という構成は非常に密接でありますので、各委員会あるいは運営委員会、執行部といった体制をすべて基本的には同じ仕組みにしております。ですから、相互の連携というのは非常にとりやすいという形をとっているわけでありまして。実際に各委員会レベル、あるいは執行部レベル、あるいは運営委員会レベルにおきまして、合同の会議を開いて情報交換、あるいは共通する問題処理というのを行ってきております。

それから、最後にIT化というものでございます。これはどこの組織においてもそうなんだろうと思いますけれども、執行部という形で集中するといいましても、非常に紙媒体の資料がどんどん増えてしましまして処理し切れなくなってしまっているというような問題が出てきております。コンピューターで処理するにしても、一々それを紙媒体にやっておりますたら、結局のところ、紙の消費量が増えてきてしまっているという、あまり地球に優しくない結果を生んでいるようでございますので、管理運営体制につきましてIT化というのを今後進めていこうというふうにしております。具体的なやり方というのは、基本的にはもう紙ではなくてWeb上で教員の活動あるいは委員会の活動というふうなものを全部処理していこうというのを目指しているという形になります。これはまだ試行段階でありまして、4月以降本格的な形で稼働させようというふうに考えているところでございますけれども、このようなものできるだけ迅速な、あるいは機動的な処理ができるように図っているというところでございます。

問題点としまして、これは65ページのところにも書かせていただいているわけですが、機動的な運営体制、戦略的な運営体制というふうにいいましても、結局のところ、そうすると一部の教員に対しましてかなり負担が大きくなってしまっているというようなことがございます。執行部になり手がなくなってしまうという問題もありますので、その

あたりをいかに調整していくかということも今後の課題としてあるということになるかと思えます。この辺は教育負担が集中する傾向もないわけではありませので、このあたりとの兼ね合いということですね。それとあともう1つは、研究時間というのをいかにして確保するかということも非常に大きな問題となっております。これは現在と申しますか、来年度からサバティカル制度というのを動かしていこうと。このサバティカルという用語自体、非常に多義的でありますので、法学研究科の身の丈に合ったサバティカル制度でございますけれども、そういうのを設けてできるだけ研究時間というのを確保していこうというふうなことを考えているというところでございます。

以上です。

【中尾】 時間がオーバーしてしまいましたので、食事をしながら少し確認のためのご質問がありましたら。

【松浦】 議論の進め方ですが、現状についての補足の質問があれば、まず先にそれをしていただいて、その後、食事をしながら意見交換を進めるという形ではどうでしょうか。

まず、私から1つ伺いたいことがございます。大阪外国語大学との統合にともない、阪大法学部は、学部のところに国際公共政策学科という新しい学科をつくられました。経済学部の場合ですと、経済学科と経営学科のような学科制の下で経済学部の学生が二つの学科の間を行き来することで、お互いに学ぶものがあったというイメージがあるのですが、今度の法律学科と国際公共政策学科との関係というのは、そういうイメージでとらえておいていいのでしょうか。

【三成】 確かにその点は、資料のカリキュラム表を見ていただいてもわかりにくいところかと思えます。

【知原】 共通というのは法学科と一緒にすることですね。

【三成】 そうです。両学科の学生と一緒に受けます。

【知原】 かなりの部分が一緒。

【三成】 基礎教育的な科目というか、法学部の学生ですので、その部分は一緒にしないといけないということで、それがかなりの部分を占めています。それにプラスアルファしていく部分として、セミナーや応用展開の科目がおかれています。先ほど申し上げましたように、法学、政治、経済、やはり比重は法政が中心になっていますけども、3対3対1ぐらいの割合でそれぞれの科目が組みられています。

【松浦】 法学部の方針として、学生は積極的に交流すべきだというようなイメージで考えておられるのか、それともなるべく両学科のミシン目をはっきりして別々にすると考えておられるのかによって、学生の勉強の仕方とか科目選択が変わると思うんですが、その辺をどのように考えておられるのでしょうか。

【三成】 それは、大学院の国際公共政策研究科の存在と関わっています。同研究科が新学科の教育を中心となって担っていただくこととなります。私たちも当然、共通科目などを通じ新学科の教育に関わりますし、その運営にも発言権をもっていますが、国際公共政策研究科としては基本的にまざり合うことを考えているように思います。すでにこれまで10年以上国際公共政策研究科は独自の教育研究を進めて来ているわけです。その理念として、法と政治と経済を基本的に融合させていく方向でやってきたと思います。それがうまくいっているかどうかは別にしてですが。その下に新学部をつくるのであれば、そういう方向でもよかったのですが、法学部の新学科としてつくる以上、私たちとしてもその点についてはかなり議論をしました。私たちの理解としては、法学部の新学科である以上は

やはり法学部の1つの体系の中で考えてもらいたいということを主張しました。

文科省でも、新学科が大学院の国際公共政策研究科と何が違うのかということを中心に厳しく問われました。既存の国際公共政策研究科と新学科との間でどのような差別化がされているのか、その違いが明確には見えてこない、結局一緒のことを法学部としてやっていこうとしているのではないかということです。それで改めて議論をし直して、やはり法学部の中で位置づける1つの学科だということを国際公共政策研究科の先生方にも認識をしていただき、カリキュラムも相当入れ替え、文科省に提出する書類の説明も書き換えました。このカリキュラムは基本的には法政、つまり法と政治が基本であって、経済は入っていますが、それはあくまでも法政系をサポートしていくものとして理解をしてもらったわけです。その意味では、法学部の中での体系として、私たちはどちらかというところと切れていると考えています。この点は、今後さらに議論が必要になる可能性は組織上あると思います。

【知原】 外から見ると、研究科があって同じ名前の学科があると何かつながっているんじゃないのかと単純には見えて、それがプラスになることもあるのかもしれないですね。でも、きちんとそこは説明をしていかれないと学生に混乱が起きるのかもしれないですね。違っている名前なら親子というか他人のそら似だと言えよよかったのかもしれないですね。

【三成】 実は名前は正直なところ譲りました。国際公共政策研究科は必ず名前を一緒にしてほしいと主張しました。しかし、学位は法学士にしました。学位も国際公共政策学士にしてくれと言われたのですが、学位まで変えるとなると設置審にかかって大変です。また、法学部の中の新学科ですから、やはり法学士として位置づけたいと考えました。これは相当議論しました。最後はもう新学科そのものをやめるかという話までいきそうな状況でしたが、最後は納得してくれて、とりあえずは法学士ということで考えましょうということになりました。

【松浦】 国際公共政策研究科の大学院から法科大学院に行くというようなルートはお考えでしょうか。

【竹中】 大学院から法科大学院に？

【松浦】 アメリカの場合ですと、経済学のPhDを持つ人が、さらに法学専門職学位のJDを取りに行くというのはよくあることですから、そういうイメージからすると、国際公共政策専攻の方がなんかをやっている人がもう1回JDを取りに来るような格好はあり得るのかなと思ったら、あまり今のところ具体性はない。

【竹中】 可能性はありますけど、今のところはOSIPPの学生を見ている限りではそういう感じではないようですけどね。

【松川】 今のところ、多分来ていなかったのではないかと思います。可能性としては3年コースを設けてありますので、何らかの情報発信で方向性ができているかもしれません。

【三成】 法学科のほうも演習を多様化するという先ほどの話ですが、もし何かこのようなことを考えているという具体的なイメージがあれば説明をお願いします。

【竹中】 これまではゼミといえば伝統的に通年の4単位のものというのが基本的な考え方でした。通常3年、4年と同じゼミをとり、ゼミの先生と学生とが非常に緊密な関係を保って卒業していく。司法試験の勉強もその先生に鍛えてもらうというようなイメージがあったんですね。ところが学生の気質がかなり変わってきてまして、4年でゼミをとらない学生がかなり多くなってきました。それで教員と学生の関係もかなり変わってきたとい

うことがあると思います。

今後は、ゼミというのは、これまでのように、言ってみれば全人的な関係を作るものではなくとも知れませんが、ある教育内容をセメスターで教え込むゼミもあってよいのではないかと。仮に4単位のゼミで、ある先生から親密な指導を受けている場合でも、ほかの演習形式の授業に出て、そこでまた新しいことを勉強してきても全然構わないじゃないかということですね。だから、外国文献研究として、外国語の文献を読むことができるような（今、ゼミでそれを行うのはなかなか難しい状況なので）2単位科目を設けました。意欲的な学生がかなり参加しています。ちょっと高度な内容、4単位で通年のゼミだと学生がしり込みしてそもそもゼミをとらないような内容の授業を2単位科目として意欲のある学生に提供していくというのが基本の考え方です。その内容をどんなものにするかについては、これからの新学科のほうでいろいろな実験が行われますので、それを参考にしながらわれわれとしても練っていきたいと思っています。

【知原】 これは物理的に非常に手間がかかるので、できるかどうかよくわかりませんが、ここで先ほど分析されているのは、今ある演習も特定の科目に集中しているわけですね。それは将来の司法試験だとか公務員試験だとかに必ず出てくると。それは一方で講義をやっているんですけども、それだけじゃ無理だというのが学生の思いなんだろうと思うんですけど、科目の講義と少人数でケアを厚くする、それを裏表のような組み合わせでやっていくというような形、法学科の特色みたいのを出せないのかなと思うんです。何かそういうのをやってもらおうと、学生は非常に阪大の法学部は魅力があると思うのじゃないでしょうか。

【竹中】 それはおっしゃるとおりなんですね。学生の関心というのは、講義でも演習でも、先ほど申し上げましたように、いわゆる実定法科目に非常に傾斜しています。例えば実定法科目の講義を聞いた後に、言ってみればドリルクラスみたいなのをつくって、そこで演習形式で鍛えてもらえれば、学生としては理想的な環境なんですが、それにはいかんせん人手が足りないですね。結局、2単位科目の演習というのは、新学科のほうでもそうですけれども、講義の負担が比較的少ない先生が、例えばペーパーの書き方であるとか、原書の読み方であるとか、そういったところを教えるというようなものにならざるを得ないようです。ほんとうは先生が今おっしゃったように、学生は基本的な科目をドリルでたたき込んでもらいたいと考えているのでしょうが。

【知原】 そうです。せっかくここまで分析をされていて、それがもう満杯になっていて、それこそ何人かの先生のゼミは20人で満杯になってよそへ行くと。それで学生はものすごく不満があるわけですね。というのを解消するには、何かうまく科目と講義科目と、それを全部というわけにはいかないのかもしれないかもしれませんが。

【竹中】 そうだと思います。私もそれが理想だと思います。ただ、それをやろうとすると、やはり……。

【知原】 負担がものすごくありますね。

【竹中】 はい。特定の専門の先生のほうに非常に負担がかかってしまうんですね。仮に人事をそれに合わせてやろうとすると、法学部として著しくバランスを欠いた陣容になってしまいます。現在学生の期待がそこに集まっているというのは紛れもない事実なんですけど、なかなかそれにこたえ切れていない。その点では学生の側におそらく不満があると思います。

【小寺】 民法の講義を減らし過ぎたということですが、私がいたときと変わっていない

ような感じがしているんですけど、これはやっぱり減っているんですか。

【三成】 一度5科目ぐらいに増えたのですが、それがロースクールをつくったときに、民法スタッフの負担の問題があって3科目ぐらいに減らしました。

【中尾】 単位数でたしか6単位ぐらい。

【松川】 債権と担保物件がまたドッキングしたというか。

【知原】 そこら辺に演習とは別にドリル講義2単位というのを幾つか、ほんとうにやる気のある人だけでも構わないけども、1コースなり2コースなりをつくってあげれば、その講義と表裏一体の関係で。非常に阪大の法学部は親切な教育だといって倍率がぐんと上がるんじゃないかと。

【中尾】 ご存じだと思いますけど、実定法関係の先生方は基本的にはロースクールの所属の先生なんですね。そこのゼミにある程度学生は集中して選んでますので、さらにそこに負担を課するというのはなかなか厳しいですね。

【知原】 済みません、わかってて言ってるつもりで。

【松浦】 それでは、この辺で一度休憩に入りたいと思います。

【知原】 TAみたいな人をうまく使うというのは無理なんですか。

【松川】 知原先生がお考えになっているのは、あれは多分フランス……。

【知原】 そうです。裏側に必ず……。

【松川】 それにTAというのをに入れて張りめぐらせていると。それをだれがやっているかということを考えれば、今の女子大で大学院の博士課程の……。

【知原】 そうなんです。

【松川】 その認識がまだまだできていないです。

【知原】 さっきの後期課程のいろんな問題を一挙に解決できるかどうかわかりません。解決する糸口になりませんかね。

【松川】 言葉は悪いですがけれども、別にTAの人が少なくても……。

【知原】 先生方がそれをオーバーサイトしていただいて、それで直接指導するのはまさにTAの助手の方が、あるいは大学院の後期の方に何らかの資格を与えてふだんはやらせるけれども、総チェックは先生がやると。そうすると先生の負担は軽くなるんじゃないかと。

【三成】 今そういうかたちをとっています。ただ、いかんせん近年院生の数が減ってきており、TAの予算も、今はロースクールには特別についていますが、基本的に減っています。院生やアルバイトとかを利用するとしても、予算がどんどん削られている状況では、私たちの研究費をそれに充てるしかなくなってきており、結局、研究費がどんどん減ってきている状況です。

【知原】 要は、それを増やせば研究費が下がるという構造になっている。何かちょっといい話があって、総長裁量経費かなんかでぼんと回してくれるとかはないんですか。

【三成】 そういうのがあれば良いのですが。

【高橋】 今、特に後期課程は実定法分野の院生が減ってますよね。だから、結局のところ負のスパイラルになってしまっているんですね。だから、おっしゃるとおり、それは逆にその制度を……。

【知原】 だから、そういうのがあれば実定法の人たちも大学院の後期課程に来るかもしれない。

【高橋】 そのとおりだと僕は思いますね。いかにそれをどこかで逆転させると。

【知原】 どこかで逆転ね。

【高橋】 ロースクールの学生というのもあるんじゃないですか、可能性として。もう少し彼らに余裕ができれば、今は試験のことばかりで頭がいっぱいだから、とてもそういうわけにはいかない。

【松浦】 法科大学院の卒業生のその後を考えてみると、5月に試験があり、合格発表が9月にあります。すると、6月から夏休みの間に一種の空白の時間帯が発生します。そこに、1単位くらいのプログラムを幾つも入れる可能性が見えます。たとえば、ロースクールの成績優秀者上位から20人くらいの人に法科大学院生や法学部生を教えることに協力してもらうのはどうかという話をしています。卒業生がロースクールの学生を教えて単位を出すわけにはいきませんから、教員とチームを組んで対応するというような形をとることになるかもしれません。

【高橋】 それはどういう身分を与えるんですか。

【松浦】 いわゆるTAですね。

【高橋】 もう修了した者に対して。

【松浦】 修了した者人にTAになっていただくのです。それはできるのではないのでしょうか。修了者は、法務博士の学位を取得していますから、ある程度の資格はあると思えるのです。

【三成】 でも、彼らは研究科に所属はしていませんよね。

【松浦】 法科大学院に所属していなければならぬ理由はないように思います。

【三成】 しかし、阪大では所属していないといけないわけでしょう。

【松浦】 それは大学内部のルールという性格が強いのではないのでしょうか。

【三成】 それがよくわからないのです。

【松浦】 法科大学院で優秀な成績を収めた人たちに後輩教育に携わっていただくこと自体は、条件さえ整えば許されるべきものでしょう。障碍があるならば、内部ルールを変えればよいと思います。法人化したというのは、創意工夫でよりよい教育環境を作ってよいということのはずですから、大学本部と十分相談して体制を整えればよいと考えています。

【三成】 もう一つ、ロースクールの学生というのが果たして教育ができるかという疑問があります。教育もできるような優秀な学生もいるのでしょうか。

【知原】 それはやっぱり20人ぐらいいたら教えるのがうまいのが5人ぐらいいると思えますよ。一番優秀な人が教えるのがうまいかどうかは別ですけどもね。

【竹中】 そういうのもトレーニングだから、最初に研修をやればいいんですよ。弁護士さんだって顧客に説明するときちゃんと説明しないといけないから、そのトレーニングをしたうえでやらせるというコンセプトかなと思いますけど。

【知原】 ファカルティ・ディベロップメントは、具体的に阪大法学部独特のものは何かやられてるんですか。

【高橋】 まだ手がついていないですね。

【知原】 さっきの高橋先生の組織の中に文字数が一番多いのがファカルティ・ディベロップメントのところだったんですけども。

【高橋】 それはしっかりやれという圧力だと思うんですよ。法科大学院のほうは、もうこれは全国バージョンといいますか、それがありますので、かなり全国的に見ましても飛び抜けたことをやってきているんですね。ただ、法学研究科のほうは、いかんせんそう

いうふうな外圧と申しますか、それが働いてこなかったということもありまして、ちょっと怠けていらっしやいますよね。

【竹中】 ただ、アンケートなどは確実にもうやらざるを得ない状況になっていまして、それに対してアカウンタビリティと申しますか、アンケートの結果に対してどう考えるかといったことを求められるようになってきました。教員の側も今までのように安閑としてはいられなくなってきたという状況ですね。今まで大学の教員はよその先生の授業を見ないとか、見てはいけないとか、そういった不文律があったんですけども、ロースクールではそれが完全に崩れましたので、法学研究科もこれから多分崩れていくんじゃないかと。あまり評判が悪い人のところへはみんなで押しかけていくとか。学生の評判はもう聞こえてくるんですね。ただ、それに対して同僚教員としてどういう対応ができるかというのが難しい。そこがおそらくいちばん問題だと思います。それをひとつ越えてしまえば、おそらくかなり進むと思うんですね。

【高橋】 1つ一番大きな問題は、法科大学院の場合は、これは一応司法試験という出口があるので、モデルカリキュラムというのがつくりやすいんですね。でも、従来の法学部というのは進路が多様だったので、そういうような型ばったモデルカリキュラムというのが、議論はされたけれども、まだ固まっていない状況だったんですね。だから各先生が勝手なことをやってもそれは許されるということだったんですけども、これが今後変わっていく可能性というのも十分あるということなんですよ。

【知原】 学問的なものをここで問うわけじゃなくて、まさにアートというんですか、それをどう伝えるなり表現するなりという話ですので、立派な先生であっても、ある一定の技術を身につけてもらえば見違えるように学生の評価が高くなるということが十分あるわけですよ。そこのところをうまくできないものなのかと。IT化という話で特定の先生に負担があるとかということですけど、学生との間でホームページでコミュニケーションができるのかということも、必ずしも進んでないですよ。1つのパターンか何かをつくってしまえば、それを先生方皆さんが習えばできるんじゃないかという気はしますけれどもね。

【高橋】 今、法科大学院のほうでは、学生と教員が相互に参照できる、これは全国でも使っているTKCというのがあるんですよ。それでかなりのところ、講義資料とかあるいは質問とか、そういうのができるようになっているんですけども、学部レベルでそれを利用するのは予算的にも難しいということもありますし、まだ……。

【三成】 大阪大学でも全学的にそのようなシステムをつくり始めました。シラバスを掲載するとか、アンケートを実施することができます。環境はある程度整ってきているので、教員や学生にどう使わせるかということが次の問題になってきています。

【知原】 できるだけ先生方の負担が変な形で増えないようにしつつ導入するという方法はあるんだと思うんですよ。

【竹中】 ロースクールが非常に大きなきっかけになったと思うんですが、講義の質に対する関心は確実に高くなってきていますので、早晚やらざるを得ないと思います。だんだん学生の態度が厳しくなってきたという感じですね。いい授業をやって当たり前、わかるように教えてくれて当たり前というように。昔はわからないのは学生が悪いというふうに思っていたんですが、今はわからないのは教え方が悪いんだというようにだんだんなってきましたから。

【小寺】 あまり行き過ぎますと、何もしなくてもわかるという態度になってしまいま

すので、そのところのバランスが難しくて。

【竹中】 そうなんですね。

【三成】 学生評価に常につきまとう問題ですね。学生に果たして評価できるのかということ。学生がどこまでわかって評価しているのか、という問題です。

【竹中】 だから、それが時々口実になって、教員の側の口実に使われることもあるので、その辺は難しいところですね。

【知原】 学生は予備校と同じことを大学にやってくれと言うことがしばしばあるんですよね。それはやっぱり行き過ぎなんだと思うんですね。だけど、そうだといって学生の言うことは甘えていると単純に否定するわけにもいかないんだろうと思うんですね。

【竹中】 特に今、法学の場合には司法試験予備校というのがありまして、少なくとも教育努力に関して相当差があるんですね。わかるように教えるというか、教育の内容そのものについてはいろいろ議論があるんでしょうけれども、人気商売ですから、わかった気にさせるというための努力はすごくやっているんですね。それをどのくらいまじめに考えるかということだと思うんですけれども。教育技術というか聞かせる技術は相当高いですね。

【知原】 それもちょっとした共通のものを初めに身につければ、今の大学の先生方でも随分上がるんじゃないですかね。

【竹中】 大学教育実践センターというのがあって、英語の授業に関してはそこでFDをやっているんですね。各部局から希望者、ボランティアに出てもらって、それこそアイコンタクトだとか、同じテーマで何分しゃべったらどうだとか、かなり細かな教育技法についての指導をしているんですね。ただ、英語での授業に限られているものですから、法学部から教員が行くにしても英語ができる人だけなので、効果が限られています。日本語での教育についてもFD活動をセンターが行ってくれるようになれば、また違ってくるかなと思うんですが。

【三成】 博士後期課程の教育で、競争的資金の関係であるプランニングをしたことがあるのですが、それは院生に授業をさせることを所定のカリキュラムとして組み込む、単位化していくということです。院生に授業を実際にやらせてみて、そこで自身の研究をフィードバックさせ、自分の研究を生かしていくことを検討しました。そしてさらに教育訓練は教員になってからでは遅いので、院生の頃から徐々にそうした授業をカリキュラムとして入れていくというものです。教員採用のときは、一般的には研究しか評価しません。教育力に関しては、評判などをもとに判断しているのが実情ですし、人間性などもそうです。実際、採用してみないと教育ができるかどうかというかがわからないところが問題なのです。

【竹中】 最近コミュニケーションデザイン・センター(CSCD)という、いわゆる大学院の共通教育をやるという組織が阪大に新しくできまして、そこでコミュニケーション技術を教えることになっています。それもまだ緒についたばかりで、どのくらいそれが実際に教育技法の改善に役立つかというのはまだわからないんですけれども、大学としても全学的に少しずつそういう取り組みをしていることは確かですね。

【栗山】 関経連でも統括委員会という役員会があって、30名ほどの出席者に対して、事務局が2時間ぐらいかけて、次から次へと報告するのですが、そのプレゼンテーションに上手い、下手があり、あいつの説明はようわからんと言われる。そこで、あるときにプレゼンテーション技術の研修会をやりまして、1回やっただけで飛躍的に向上するという

ことがありました。報告の中身は、その人だけがやった仕事じゃなくて、委員会とかを通じてまとめたものなのですが、それを5分なり10分でプレゼンテーションするところで全部よしあしが決まってしまうようなところがあるので、非常に重要だと思います。ちゃんと本席の中に一席設けて立ってやるとか、例えば何点ありますかとか最初に言うとか、そういうのをちょっと学ぶだけで見違えるように変わり、よくわかるようになる。

【松浦】 理科系の場合は、大体、修士のときに外国の学会へ行ってプレゼンテーションをする機会がありますから、そのときに先輩や指導教員の指導の下に、スライド何枚で何分、最初に何を言って次に何を言って、データをどうやって出すかということ学びます。プレゼンテーションの作法は、国際的にも大体決まっているようで、助手クラスの人がスライドを見て、このスライドはだめだと、こういうふうにしたらよいというように、手直しを手伝っています。そういう基本的な技能というのは1回やれば大体わかりますし、それは日本語でも英語でも基本的には同じだというように思います。その種のものはFDで簡単に身にけることができますし、気のきいた大学院生がつくったスライドに手を加えて、いいものに仕上げる先生もいらっしゃるようです。

【高橋】 たしか、阪大生というのは、就職のときなんかでも面接で非常に得点が悪いと。自己表現能力というのが劣っていると、あるいは自己主張が弱いというふうなことをよくよく言われているんですけれども、この傾向というのは今もあまり変わっていないんじゃないかという感じは。

【三成】 阪大生の特殊事情ですね。

【松浦】 名古屋でも同じような印象が聞くことがあります。すると、自己主張や自己表現は、ある程度場数を踏めば上手なるものですから、そのような場数を教育の中に意識的に入れることを考えたらどうでしょうか。

【三成】 教えるほうがあまり自覚してないですね、プレゼンテーションというものを。どのようなプレゼンテーションが良いのかということをおそらくあまり自覚的にやっておられませんから、教えるのが結構難しいのです。見ていて、ああだこうだというのは言えますが。

【知原】 おそらくどなたか専門家の事例をお一人でもお二人でも受けて、それを輪を広げていけば随分違うと思うんですね。幾つかのメソッドがあるのかもしれませんが。

【竹中】 今まで大学の先生は偉かったですからね。最近はそれほどでもなくなったんで、これからいろいろとあなたの教育のやり方はだめですということを言いやすくなったと思うんです。今まではそんなことでも言おうもんなら、それこそ……。

【松川】 学生のほうから教え方がまずいという声は……。

【三成】 あるんですよ。

【竹中】 アンケートをやりますと、学生は自由記述欄に結構書きますよ。文句を言うんだったら漢字を間違えるなと思ったらりするんだけど、それじゃいけないんです。ありがたく聞かなきゃいけない。確かに大勢の学生が同じことを言っている場合には、そこにやっぱり真実があるんですね。

【知原】 おっしゃるとおりだと思います。

【竹中】 だから、授業にもろくに出てこなくて難癖だけつけているような学生はたしかにいますけども、やっぱり多分このあたりは自分の欠点だなと思うことは確実に指摘しますから、アンケートをやるようになっただけでも随分いい方向には進んでいると思います。

【知原】 人間、もうよわい50になると、自分の性格をどう改めたって直らない部分は

ありますから、学生がこうだと言ってもそのとおりには直らないんですけれども、技術みたいな部分というのは多少改善するという、そこがやればもう大きな進歩なんじゃないかと思えますけれどもね。

【竹中】 三成先生のようにパワーポイントを使うのが上手な人とそうじゃない人の差が学生の目から見てははっきりしてくるんですね。上手な先生と下手な先生がいた場合に、その差が如実に出てきて、あの先生はこうやってくれているのになどと、高いほうに合わせることを要求する。

【知原】 ただ、下手な先生は下手な先生なりに工夫をしていると、学生は、あの先生があれだけ頑張っているんだからというのは結構評価してくれるんじゃないかと思えますけれどもね。

【竹中】 確かに阪大の学生はおとなしくて、優しいところがありますね。

【三成】 私に対するアンケートに、名前は言いませんが、何々先生にパワーポイントの使い方を教えてあげてくださいというのがありましたね。

【松浦】 この種の技能は、学生に実際にやらせようと自然と身につくものです。例えばある事件の事実関係をスライド3枚でわかるように要約してごらんという課題を出して、20人ぐらいの学生にスライドを作って出してもらいます。どれがいいかは、多くの場合、見ればわかります。学生がいいというものを作成者の了解をもらって、翌年から使うことは可能です。他人の作ったスライドやパワーポイントをいくつか見ると、だんだん、学生はわかりやすいスライドの特徴をつかむことができようになります。教師の出したスライドを渡して、これをよくしたいけれど、どうだろうという頼み方もあって、これも有効です。よりよいコミュニケーション能力の訓練は、少人数のセミナーになると非常にいいと思います。

【中尾】 レジюмеを渡しますけど、このレジюмеをパワーポイントでつくってきなさいというふうに学生に投げかけたらつくってくるんですかね。

【松浦】 学生は、自分が理解したことしかスライドにできません。つまり、どこまでレジюмеが理解できたかは、スライドから推測することが可能です。一般的に言って、定型的な話は、スライドにできますが、アイデアや非常に高度な話をスライドにするのは、容易ではありません。

【中尾】 確かにそうですね。最近、明治期のことをやっているのでも、漢字と片仮名の資料を渡してもだめですね、最近の学生は。民法も変わったように、ほんとうに平仮名で読みをつけて出してくださいというふうに。

【松浦】 その求めに応じるのは、多分間違いなんですね。

【中尾】 そうなんです、間違いなんです。

【松浦】 だって、法律専門職になって、漢字、片仮名文が読めなくて、だれかにルビを振ってくれなんて恥ずかしくて言えないでしょう。

【中尾】 大審院の判決なんて……。

【知原】 漢字と片仮名にちょっと吹き出しかなんかで。部分的につけるぐらいの話なんじゃないですかね。

【中尾】 まず旧漢字が全く読めません。

【小寺】 旧漢字が読めないと、不動産の事件の登記簿謄本が読めませんよね。それで困るんです。単位もわからないというから。反って何ですか、1反って幾らですかと。

【松浦】 質問するのはいいことなんですけど、なんでもたずねると言うのは、望ましく

ありません。インターネットが普及して、その気になれば、かなりのことは簡単に調べることができます。自分がわからないことをすべてわかるように教えてくれるのが、教師の仕事だと思っている学生は少なくないのですが、それには妥協しないほうがいいと思います。

【小寺】 若い弁護士さんが聞いてくるんですよ、はっきり言いまして。それは自分で調べなさいということですので既に言ってるんですけども。どこがいけないんですか、具体的に指摘してください、この準備書面に対してとか言われるんですよ。

【知原】 自分で調べると周辺でいろんなことが一遍にわかるんで、だからもうけもんなんですよ。

【竹中】 最短距離をとることだけしか頭がないから。

【知原】 そうそう。だから、それが予備校教育の弊害なんですよ。

【竹中】 辞書を引かずに電子辞書で済ますとか、結局そういうのも同じですよ。すぐ結果が出るような方法しかとらない。

【松浦】 従来の教育の中心であった法学部をどうするかというのはどこの大学でも大きな検討課題になっています。法科大学院は、専門職の職業訓練学校ですから、そこで幅広い教養を含む教育は困難です。すると、法科大学院に進学する前に、魅力ある「おもしろい」人間をどれだけ育てることができるかがポイントになります。阪大の法学部は、2学科をもつことで、「おもしろい」人を育てる場をもつわけですから、この場の活用で阪大法学部の大きな特徴を作り出すことができると思います。たとえば、5年計画でどのように「おもしろい」人をどのくらいの数育てるのかというような具体的なプログラムを早急に立案することはできないでしょうか。

【三成】 1つご意見をお伺いしたいのは、新学科に関わる入試のことです。新学科と既設の法学科は原則として分離しており、法学科を落ちたから新学科に、新学科を落ちたから法学科にというように、どちらでも行けますよというかたちにはしていません。大学サイドからは、一緒にしてしまったらいいのではないかと、理科系学部のようにどの学科を受けても、一定の成績さえあればどこかの学科には行けるようにした方がよいのではないかとということも言われました。私たちとしては、学科で厳密に分けたほうがいいのではないかと考えているのですが、皆さんのお考えではいかがでしょうか。

【知原】 43ページに書いてあるような入学試験の試験科目に差をつけられるんですか。

【三成】 今のところはありません。将来的には新学科では英語の比重を高めたいということは、国際公共政策研究科の執行部からは聞いておりますが。

【竹中】 現行の制度では、どちらか落ちたらどちらかへ行くというのはできないんでしょう。

【三成】 成績によりますよね。

【知原】 だから、学部合格をして、それで上から順々に学科に割り振っていくということですね。

【竹中】 だから、250人分を採って好きなところに行けるといって、そういうやり方ですよ。

【知原】 私はこの入学試験をぜひとも数学を必ず入れられるとか、それはぜひとも残していただきたいと。

【三成】 数学をですか。

【知原】 はい。法学部で数学を入れているところというのは、そうそう多くないんで

すけれども。

【竹中】 旧帝大クラスはみんな入れてますよ。数学の試験みたいなところがありますね、法学部の試験。結局だめな人はもうそこで法学部をあきらめるんですね。英・国だとかなり広がるんですけど、数学でかなり絞られる。

【三成】 私たちの方では、地歴を2次の本試験にも入れたほうがいいのかという意見がありました。本試験は、現在、前期日程では国語と英語と数学、後期日程では小論文と英語ですが、地歴などを入れたほうがいいのかということです。ただ、そうなると採点が大変なので、絶対無理だろうということです。

【知原】 地歴なんかは、むしろ入学試験に入れるよりは、教養の1年生、2年生のところでどういうやり方をするかというのが専門のいろんなところに反映してくるんじゃないのかなという気はしますけれどもね。

【竹中】 ただ、残念ながらいかんせん教養では勉強しないんですね。受験時代の熱気はどこへ行ったんだというぐらい。例えば歴史とかの学習態度は全く変わってきます。それはもう受験は本気でやりますから。

【知原】 でも、一応センター試験では勉強しているから、一通りのことはやっているわけですよ。

【竹中】 ただ、それもどっちか1つなんですよね。日本史か世界史かどっちか1つなんです。

【知原】 世界史は幅が広いから嫌うわけですか。

【竹中】 そうですね。センターレベルだと日本史のほうが楽だと思います。世界史は幅が広いからです。

【三成】 しかし、世界史は例のとおり高校でやってないでしょう。

【知原】 そうですね。そうすると三成先生の授業なんかは困るわけですね。

【竹中】 それを堂々と言うんですよ。私は受験で世界史をとってないからわかりませんとか、だから授業が難しく大変だったとか。それが問題なんだと思うんだけど。

【高橋】 医学部なんかは完全に例えば生物をとってない学生というのが非常に問題になっているわけですね。だから、これはもう大学へ入ってから補習をやりますよね。そこまで法学部で地歴をやらなきゃいけないかというのは、まだ合意はないと思いますけど。

【松浦】 名古屋大学でも同様の懸念が聞かれます。昔から、いわゆる教養教育では、学生に幅広い視野と深い教養をつけなさいとってきたのですが、結局のところその成果は、かなりぼんやりとしたものだったと思います。学生が自由を謳歌したのはたしかなのですが。

一方、法科大学院で明確な目的を持って人材養成をはじめたところ、その前提となる知識、技能、教養を一定のレベルにそろえる必要があると感じられ始めました。専門教育である範囲のことを実現するには、共通教育のところにも明確な達成目標をもった科目群を置かなければならないという話になります。つまり、ほんとうに自由な科目選択だけではよくない、専門学部は、共通教育のところに必要な範囲で口を差し挟むべきではないかということです。

【竹中】 私もずっと共通教育にタッチしてきたんですけども、それも先ほどの民法などと同じ問題で、こちらが期待すること、例えば数学をやらせようとするとならば数学の先生の負担がすごいんですね。教員の数だけそろえようとするとならば、何でもいからやってくださいということにならざるを得ないんです。世界史でも、こちらが期待するような授業をや

ってもらうためには、文学部の先生のところへ行って頭を下げて、ぜひお願いしなさいと言わざるを得ない。それはなかなか大変ですね。向こうは向こうで事情がありますから。昔だったら非常勤講師を頼むという手がありましたけれども、今ではほとんど採れない状況ですから、結局、現在いる専任教員でやるということになります。その場合、こちらが期待するような授業をやってもらうというのは非常に難しいですね。

それでも、数学に関しては、少し前から法学部生も卒業要件単位に入れることができるようにしました。希望する学生は結構いるんです。法学部生というのは数学は嫌いじゃないんですね。入学試験であれだけやってきたんだから、このまま錆びさせるのは惜しいと思っている学生もいます。そういった学生に少し継続して数学を勉強させたいという思いが前からあって、数学の先生にお願いして授業をしていただくことにしました。統計学とか数学は経済学部や人間科学部では必修です。ただ法学部の場合はそこまではもっていけない。少なくとも意欲のある学生が聴いてちゃんと卒業要件単位にできるようにするところまでが限界かなということです。

【知原】　　そこでさっきのガイドコースみたいなものを、幾つかのパターンですね。こういうのは後々数学が、表には見えないけども実社会に出ていったときに役立っているよという先輩の声みたいなのを反映すれば。

【竹中】　　新学科のほうは経済学の比重が高くなっているんで、それに合わせて法学科のほうも例えば専門科目に財政学などを入れることにしました。経済学が早い段階で入ってくると数学に対する関心をかなり持続させられるので、そういう意味では法学部生にいい影響を与えるんじゃないかと期待しています。履修できる経済学の科目と単位はかなり増えます。

【松浦】　　法律学と経済学の両方がわからないと一定の最先端法学領域は理解できません。その意味で経済学の素養は確かに必要です。しかし、経済学の教育をする場合、法学部の学生に経済学部の学生を教えるように教えようとするとうまくいかないことが多いです。逆も同じです。経済学部の学生に商法を教える場合、訴訟遂行を前提にしたような専門知識に重点をおいても、彼らにはありがた迷惑でしょう。経済学の学生の関心に一定の配慮をした、法制度の説明が必要ではないでしょうか。近代経済学では、数学は必須の道具です。しかし、数学を使わなくても経済学の理論はかなりのところまで説明できるんです。学ぶ人に配慮をした非専門家のための専門教育というコンセプトがもっと明確に意識されるべきだと思います。

【知原】　　ものすごくかけ離れているところ、医学部で法律を教えられるときには、それなりに医学、お医者さんを念頭に、それこそ特許とかを取る工学部の学生にというと、そういうのを念頭に置いて法律を教えるわけで、それと同じなんでしょうね。その周辺の似たような学問分野はね。

【三成】　　まったく松浦先生のおっしゃるとおりだと思うのですが、法学部の商法の先生に経済用の商法を教えるというと、法学部で教えている商法以外にコマ数が1つ増えるわけです。今、法学部とロースクールがどういう状況かと言いますと、ものすごく過酷な授業負担となっています。実質的に相当の科目負担増になっていて、先生の大変さについては、かつての大学からは想像できないほどです。場合によっては、1つか2つの科目を毎日持っている、ほんとうに冗談ではなく、そういう状況の先生方もいるんです。それ以外に、当然ですが、研究もあるし、社会貢献等々があるわけです。それで、ほんとうに皆さん、もうどうしようもない状況になってきていて、それで先ほど高橋さんのほうからサ

パティカルも入れざるを得ないと言う話になってきているのです。

【知原】 サバティカル。当然の話なんですよ。

【三成】 そういう状況になっていて、その中で科目を増やすというのは、これはもう物理的に不可能です。非常勤の話がさっき出ていましたけど、しかし、大学の予算では非常勤の予算は全部切られました。今までは非常勤の予算は別枠でありましたから、それで非常勤を雇っていたのですが、法人化後は非常勤予算が原則カットになりました。しかし、一定数の非常勤は必要ですから、自分たちの研究費を削って非常勤を雇うことになるのです。例えば、ロースクールでは、非常勤関係の全部一切切入れてですが、年間で1,000万円ぐらいのコストがかかります。現在、大学から一定の補助が出ていますが、それが全部なくなってしまえば、1,000万円全部を部局で対応しなくてはなりません。それはもうほとんど不可能に近い状況です。ほんとうにいろんなところでせっぱ詰まってきている中で、ぎりぎりのところで今やっている中で、ほんとうに何かいいアイデアはないかということですよ。

【知原】 関経連さんをお願いして出してもらおうとか。そのかわり何か関経連のご要望の事業にもう少し手厚く、お互いさまで大阪大学と関経連とはもう切っても切れない関係があって、両方ともウインウインゲームで高めていけばいいんじゃないかと思えますけれどもね。何かないですかね。

【栗山】 ここへ来る直前、関経連の情報通信委員会というところで宮原総長の話を聞いていました。ちょっと早く抜けるのでこの会合のことを言ってお断りすると、「厳しく言っておいてくれ」と言われました。先生の話は、北ヤードでユビキタスとか、ロボットの仕組みをつくる、いわゆる産官学の連携で、産業界はもっと金を出せと、直接そこからリターンを求めてはいけない、それに対して学はちゃんと人とか知を提供する、官は余計なことはせんと規制緩和せよということをおっしゃって...

そうすれば北ヤードもよくなるというお話だった。ただ、質疑応答もあって、金を出させるほうとかお願いするほうも、これまでは説明責任が足りていないと。当然出すべきだという形では出してもらえないので、企業も代表訴訟等がある中で、出しても訴えられないという仕組みが要るので、それを工夫する必要がありますよと言われていた。分野は全然違いますけども、確かに法学の分野の場合、何かうまく仕組みを変えないと、法人化された国立大学でじり貧となったら困りますから。

【知原】 TAについて、ビジネス界のほうで何らかの負担をしていただければ、社内での研修の手間が少し省けると。そういう意味でもっとニーズをぶつけていただいたほうがいいんだと思うんですね。きょうの場もそうなんだと思うんですけど。学生の要望というよりも卒業生を受け入れる立場として、こんなタイプの学生が欲しい、卒業生が欲しいと。全部が全部そんなはずはないんですけどもね。そういうものを行っている、キャッチボールをしている中で、少し何らかのアイデアが出てくれば。

【竹中】 80人からの学生が企業へ行くわけですから、その学生にどういう教育をやるかというのはかなり大事なことだと思うんですね。企業からの声をそのまま教育に反映させるといっておそらく無理だと思いますが、企業のニーズがどういうところにあるかということを教員が知っているというのは非常に重要なので、そのやりとりというのは常に行われるべきだと思います。

【松浦】 企業ニーズは、どの科目で対応するというような発想ではうまく扱えないように思います。企業や社会のニーズは、一定の能力や技能を求めていますから、ある能力

を持たせるにはどういうプログラムが必要かという発想になるでしょう。求められている能力を具体的に知るためには、非常に企業との間の意見交換が役に立ちます。地方分権が叫ばれる今、地方自治体には、すぐれた条例をつくる能力が求められます。ところが、法学部は、法律や条令を構想し、起案するプログラムをもっていません。そういうプログラムの導入に社会的ニーズに対応するというようなアプローチが法学部側に求められるかもしれません。

【竹中】 先ほど言いましたように2単位の演習形式の授業を増やそうとしているわけですが、このタイプの授業は、そういったトレーニングをやるにはいちばんいい形だと思いますね。例えば企業からこういう具体的な問題が出てきているから、みんなで考えようというような形の授業というのはおそらくできると思います。これまでのように特定の学問分野だけを内容としない授業をもう少し増やしていくということです。担当者は別にその分野の専門家でなくてもいい。いろんな教員がいろんな角度からアプローチすればいいわけですね。そういった可能性はあると思うんです。

【知原】 マッセはどうなんですか。

【高橋】 マッセはやっていますし、それからもう1つ、以前から国税局と、税関から来ているのは、まさにそういうふうな位置で、今、向こうで必要なことをというのをこちらへ来て研究するという形になっています。だから、それはうまくいっている例だと思いますけど、それは絶対数としてはものすごく限られていますし、もっとほかの企業からもそういうのがあったほうがいいと思うんですね。

【松浦】 学生が読むハンドブックや便覧の書き方も変えないといけないかもしれませんが。現在の便覧では、法と政治を幅広く学び素養をつけるというようなことが書いてあります。そうではなく、法学部にいる間にこういうことができるようになるという視点から、獲得目標をもう少し具体化することが望ましいのです。もちろん、やりすぎると職業訓練的になりすぎて、精神のおおらかさが失われる恐れがありますから、ほどほどにやるのは当然です。

【高橋】 今のお話を聞いていると、今から新学科なり、あるいは法学科なりの売り出しになる2単位のセミナーワークというのでも、単に数をそろえばいいというんじゃないし、何か方向性みたいなのを考えて戦略的にそれをうまくやらないと、各先生がそれぞれやりたいことをやっているというのでは結局何も意味がないということになってきてますね。

【知原】 マテリアルは別々でも構わないんですけど、方向性が一致していれば打ち出せるんじゃないですか。

【松浦】 例えば証券取引法を学ぶときには、証券業界の実態や証券取引の現状を知らなければ、法を十分理解することはできないでしょう。しかし、証券業界のことをある程度理解している学生は、非常に少ないのではないのでしょうか。そうすると、法学の前提として、証券業界から人が来て、証券取引の実態についてのブリーフィングをするような部分を講義に組み込むことになるでしょう。しかし、そのようなブリーフィングをするよりは、共通教育のところで自分でその種の教養を身に付けるすべを教えるほうがいいのかもありません。法は、生きた社会と人間を前提にしていますから、それを知る環境がぜひとも必要だと思います。

【三成】 ロースクールのパンフレットをご覧ください。プロジェクトとしてここ2年間ほど研究会を行ってきました。その際に法と医療という問題を扱ったのですが、その際に、例えば医療過誤の問題を論じながらも、しかし手術などの医療の現場を見たことがないこ

とに私たちも気がついたので。どのような現場で医療過誤という問題が起こっているのかを私たち自身知らないのです。先日、初めて阪大の医学部の手術現場を見せてもらいました。医療現場がどうなっているかを私たちも初めて知ったのですが、これはロースクールの学生や学部学生にも、さらには教養部の学生にも見せておく必要がある、とくに法と医療などの問題を扱うときには必ず現場を見せておく必要があると考えるようになりました。

【知原】 それができるのは総合大学の阪大だからこそできるんですね。ほかの法律・経済だけの大学じゃ無理なんですよ。

【三成】 原子力の問題にしても、原子核物理の先生をお呼びして話をしてもらいました。そうすると最先端の話が聞けるわけですね。場合によっては、実験現場なども見せてもらえる。まさにそれは総合大学の特徴であり、利点です。

【知原】 お互いさまですよ。向こうの学生にとってみてね。

【松浦】 わたしは、学部の講義でウィニーを素材にしました。情報科学の先生に来ていただいて、ウィニーの内容の説明をしていただき、なぜウィニーが問題になるのかという素朴な疑問を呈していただきました。話をさせていただく前にお願いしたのは、相手は法学部の学生で、コンピュータープログラムを見たことない人が少なくないので、その人たちにわかるようにしていただきたいということでした。その説明は、パワーポイントを使った非常に明快なものでした。そこでやっていただくと、学生は法律の解釈や適用について、大局を見誤ることが少なくなるのです。阪大法学部は、大阪外国語大学との統合の中でさまざまな専門家を受け入れるわけです。運営は大変かもしれませんが、その多様な人材を活用すれば、ほかにはないような特色のある学部になるのではないのでしょうか。期待は大きいのです。

【栗山】 4年前、あのときに持っていた疑問というか、大学院が2つになって、残る従来の大学院が一体どうなるかというところで、今回お送りいただいた資料にもありますが、「高度専門職業人」という言葉があった。今日はそういう説明が全然なくて、あくまでも法学研究科は研究者をとというご説明が高橋先生からあった。実際は企業に就職する人の率もそこそこあって、そうすると今現在、高等専門職業人を養成するということは大学院にとってどうなっているのでしょうか。

【竹中】 研究者になれる人は限られていて、35人のうちの多くはそうじゃない人たちなんですよ。今、栗山先生がおっしゃったような、高度専門職業人という言い方は最近あまりはやりませんけれども、基本的にはそういうことです。つまり、社会人のレベルアップ、それから学生の中で社会へ出ていく人に、より高い付加価値をつけて送り出すという使命というのは依然として大学院、特に前期課程にあると思うんです。先ほどから出ているような形での授業が本来それにいちばん適していると思います。つまり、問題志向というか、問題をどう解決したらいいか、そのためにどういうスキルを身につけるかということを考えて授業。

ただ、教える側の意識がなかなかついていかない。教える側にとっては、自分の専門の原書を読むとか、少し学生のレベルが落ちたなと思えば、英語をやめて日本語の文献を読むとか、そういう形で対応するのがいちばん楽なんです。今、社会でこういう問題が起こっているから、それを自分の専門にとらわれないでみんなと一緒に考えてみようといった授業をやると、教員の側の知識の浅さがすぐ露呈してしまうので、あまりやりたがらないんですよ。どうやってそれを教育の中に取り込んでいくかが鍵だと思います。

【栗山】　そこがないと学部学生を採るのと修士を出ているのを採るのとの差別化が全然できてなくて、2年遅れて入ってくるだけということになってしまって、待遇もそのためによくするわけにいかないということもありますよね。

【竹中】　そうですね。だから、単に定員を埋めるだけではなくて、それぞれ付加価値をつけ、来た人が満足して出ていくようにするということだと思っんですね。研究者になる人が35人のうち3分の1だとして、あとの3分の2は別の教育をしなければいけない。それをどうするかがおそらくこれからの大学院においては鍵になると思います。

【松浦】　職業を持っている人は、かなりはっきりした問題意識をもってこられます。それらの人々に定型的なカリキュラムの履修を勧めても意味がありません。1人1人の問題意識に沿った、科目選択、カリキュラムづくりを支援することが必要です。それは、ある種の注文服の仕立てに応じるのに似たところがあります。

たとえば、人身売買の研究をテーマにして来日した留学生がいます。人身売買がどうやってその国で起こるか。その被害者が日本へ入るときにどういう経路で入ってきて、日本のどういう産業が人身売買にかかわっていて、日本の入管と警察と法務省がどうしているかと知りたいというのです。それには、きちんと準備をしたインタビューが必要です。調べてみると、日本には人身売買を守ろうとしている弁護士のグループ群があることがわかりました。その指導的立場にある方に、留学生を紹介しました。留学生も熱心でしたが、弁護士の方もさまざまな支援をしてくださいました。留学の2年が終わるときには、その留学生は、ある面では、日本の専門家以上に日本のことを理解していました。その理解は、東南アジアの人身売買の状況に有機的に結び付けられているのです。このような環境を用意すると、その中で問題意識のある人は、さまざまな研究上の技能を身に付け、能力を高めていきます。

ただし、論文書くところは、なかなか大変です。論文は、すでにわかっていることを最先端まで調べて、その先を明らかにしようとする試みです。しかし、実務に関心が強すぎると、どこまでわかっているかはともかく、やりたいところだけを研究するというようなことになります。それをきちんとした汎用性のある文書にする訓練は、人を見てかなり集中的にする必要があります。これも一種のテーラーメイドです。高度専門人という職業人を受け入れるときには、それなりのネットワークを大学で提供することが大切だという印象を持ちました。場合によっては、法学以外の工学や医学の専門家の応援もそのネットワークに入れるような判断が望ましいのです。

【竹中】　カリキュラムについて言いますと、基本的に今おっしゃったように、オーダーメイドに近くするには、いわゆる既成の科目を少なくして、特別講義のように、その年度ごとに顔を見て決められるような講義にしていくというやり方があって、公共法政という、社会人を主として念頭に置いたプログラムのほうは、どちらかというとなっていますね。

もちろん、それが難しい場合もあります。今、社会人には、知財の学習を希望する人が多いんです。知財、それから労務、税、これが3本柱です。これらを学びたい人は大学へ来ると生き生きと勉強できると思っんです。知財や税、労務の場合は、それぞれ大学に専門家がおり、かなり社会とネットワークを持っていて企業の人たちともつき合いがあるので、今おっしゃったような対応がかなりできるのです。しかし、それ以外の法律の人には、そうはいかない。企業からそれ以外の分野の人たちが来たときに、大学で何が提供できるかというのは、おそらく教員の側もよくつかめていないと思っんです。だから、社会の二

ーズや企業のニーズが何であり、われわれがそれにどこまで対応できるのかを知りたいわけですが、何とかもう少し法学部の持っているリソースを有効に活用できるような方法を考えたいんですけども。

【三成】 企業からは個別的な関係のもとに、社員を学生として派遣してもらっているのですが、それはまったくの個別折衝の結果です。そこで栗山様にお聞きしたいのですが、例えば院生として1年でも2年でもいいのですが、学位を取らせるために大学に派遣しようという意図を企業は基本的に持っているでしょうか。それはつき合いで派遣している、知り合いの先生から頼まれたから、といった意識なのでしょうか。

【栗山】 現状はそうでしょうね。

【三成】 企業としては、今後はそのような制度をつかって、阪大だけでなくもいいと思うのですが、社員に修士の学位を取らせようという意識はあるのでしょうか。外国には結構行かせていますけど。最近それもかなり厳しくなったみたいですね。企業として明確にそのようなニーズがあり、私たちに対しオファーをされれば、大学としてもそれに応じた体制はつくっていただけるだろうと思うのですが、しかし正直なところ、そこがはっきり見えないのです。そのような点についてご意見をお聞きできれば有り難いのですが、いかがでしょうか。

【知原】 企業はあまり学位というのには魅力がなくて、むしろ何を学んできたかというところ。アメリカとか外国の大学院に行く場合には学位というのは今のところでは役に立つ。日本の場合はそのこのところというのを必ずしも同じようには見られていないということですね。

【栗山】 だと思えますけどね。そのような企業の一般的な見方があるなかで、大学院側の努力、説明が足りないということもあると思えますが…。

【松浦】 日本の教育はそれほど悪くないと思えますが、日本の教育の付加価値が見えにくいことも事実です。外国で、法学を学ぶと目新しい知識と語学が身についているので、付加価値を見やすいのでしょうか。

【竹中】 もっといろんな人が来るようになれば、そういった人間関係のネットワークができるでしょう。それだけでも結構メリットはあると思うんですけどね。異業種の人と一緒に同じ問題を考える中で理解を深めるような場になっていけば、おそらく大学の価値はもっと高くなると思います。大学の先生がただ教えるだけ、それを黙って聞いているだけでは、おそらく不満が残るでしょうね。

【松浦】 見えない資産は、大学のもつ人材のネットワークであり、そこに含まれる魅力みたいなものだろうという感じがします。

【竹中】 それをもっと活用するということですね。

【知原】 東京なんかだと特定の私立、社会人大学院で知財が核になっていくんですけども、そういうところでいろんな授業において違ったグループに加わっていくと結構輪が広がっていくんじゃないのかと思うんですけどね。ただ、そんなとんでもない話じゃなくて、似たような周辺のテーマではあるんですけどもね。

【竹中】 知財はやっぱり核ですね。今どこの大学でもそうだと思います。社会との連携が知財を中心に回っているようなところがあります。あるいは理系との連携もそうですね。

【知原】 あとは法学研究科ではないんですけども、会計の話。会計とか商法ですね。

【竹中】 そうですね。

【松浦】 その辺は大体大学が持っている人脈を使うと、かなり対応できます。会計とか商法だったら実務の弁護士のほうがよっぽどよくわかっておられる場合も少なくないのです。しかし、その実態に関する知識をうまく理論に結びつけることには意義があります。そこで、実務と研究の間の連携が生きるのですが、これをもっと円滑にするには、少し工夫が要るのかなと思います。阪大法学部が持っている社会連携の面での足腰の強さは、今後は1つ大きな利点になるでしょう。

【三成】 ですから企業サイドからすると、私たちが十分な情報発信をしておらず、大学のリソースというのが外部にはあまり見えてないということなのか、それとも企業サイドとしてはそのようなことはもうわかっており、企業のほうがしかるべきリソースやネットワークを持っているということなのか、そのあたりのことが私たちにはよくわからないのです。企業に対し私たちはさらにいっそう情報発信をすべきなのか、あるいは企業ではそれはもう十分知っており、それらをあまり必要としていないということなのかですね。

【知原】 企業の持っているのとは違うんだと思うんですよ。だから、もっと具体的に何を持っているのかというメニューみたいなものを発信してくれたほうがいいような気がしますけどね。

【松浦】 それが今の大学で一番弱いところなのかもしれません。社会や企業との接点は、同窓会くらいしかありません。卒業生がどんな専門でどのように活躍しているかという情報はほとんど持っていません。名古屋大学の法学部の場合でも、アジアの国の法整備支援を契機に教育研究を相当やってきましたから、たとえば、ベトナム司法省との間には、卒業生を含めてかなりの人脈をもっています。しかし、その人脈を自覚的に生かそうとする組織的な取組や方針を持っているかというところはまだまだの状態です。信頼できる卒業生の人脈関係を生かして、社会ニーズだけでなく、最新の情報をやり取りするハブを作り出すというような構想が必要です。阪大法学部には、幅広い人脈があるわけですから、それを組織的に活性化するといいのではないのでしょうか。

【三成】 法学部でも同窓生組織として青雲会という団体があります。しかし、留学生の同窓会はありません。むしろまったくフォローしていないのが実情です。日本人のOBは同窓会があって、そこである程度のフォローができているのですが、留学生については、先生方が個別にコンタクトを持っている場合にしかフォローができていないのです。留学生たちの多くは、帰国しておそらくその国のエリートになっているはずなのですが、そういう人たちとのコンタクトが全くとれていないのです。改めてコンタクトを取り直そうという試みを、先生方に情報を集めていただくという方法で、竹中さんに進めてもらっているのですが、そういう情報がほんとうに整っていないのです。

【竹中】 日本人の同窓生とのつながりも実はあまり強くなかったんですね。同窓会の側は一生懸命入会させようと努力しているのですが、大学は今までほとんど関心を示してなかったんですね。だけど、考えてみたらいろんな社会で活躍している人たちがそこに集まっているわけで、そこでのネットワークというのは、本来は宝の山のはずなんです。それをもっと学生の側の教育研究に生かしていけたら、大学としてのリソースはもっと膨らんでいくと思います。

【三成】 アメリカのロースクールはすごいですよね。わざわざ日本で同窓会の催しをやっていますよね。先日も、ワシントン大学が大阪で開催していましたね。

【松浦】 同窓会は、地域ごと、年次ごとに開催されたりします。ロースクールにとって、卒業生は大学とは独立した援助資金の源でもあるからです。

【竹中】 利用し合っているところがありますね。

【松浦】 たしかにそのとおりです。日本の大学は、援助をもらうという面が強すぎる部分がありますね。

【中尾】 時間が過ぎていきます。あと皆さんのほうでご質問とかがありましたら。

【小寺】 この法学研究科ナンバー4の通信のところに、法曹の新職域のグランドデザイン構築、4ページにあるんですが、これはどういったことをされようとしていますか。

【三成】 これは科研のプロジェクトです。かなり大きな科研で、私が一応責任者になっており、助教授の福井さんという方がまとめ役になってくれています。ロースクールは出たけれど、という、これからおそらくそのような状況になっていくだろうと思うのですが、そうすると、とくに弁護士の職域の新しい可能性を検討する必要がでてきているのです。現在の狭い領域だけではなくて、さらに広い職域の可能性を探ろうとしています。外国の調査もしているのですが、さまざまな情報を集めています。そのような調査は、弁護士会でもすでにやっているはずですよ。

【小寺】 弁護士会もやっていますね。

【三成】 弁護士会とも連携しつつ、ロースクールに関わっている私たちも考えていかざるを得ないと思います。しかし、これはロースクールだけに関わる問題ではなく、学部学生にも関わる話であり、これから新しい職域に関係するような教育をしていかないし、職域開拓のようなことをむしろこちらからも積極的にやらないといけないのではないかという問題意識をもって研究を進めているところですよ。

【小寺】 ぜひとも連携をとってやっていただきたいと。

【知原】 ホームページに調査をしていますと書いてあったんですね。

【三成】 はい。現在、企業にアンケートをお願いし、企業サイドとして法律家に対するニーズがあるのかということをお聞きしているところですよ。

【知原】 ちょっと話は違うかもしれませんが、金融庁でも今年、ロースクールを出た人を採用したんですよ。それは種職同等ということで入ってきてもらったんですよ。公務員試験を受けてないわけですね。ロースクールを卒業されるということで。そういう道もあるんですよ。

【竹中】 それは可能なんですか。

【知原】 可能です。

【小寺】 それは人事院が昔から検討してきた。

【知原】 ええ、人事院のほうでもやってくれということで、ちょうど非常にいい人に恵まれたので採用したということのようです。今後どうなっていくかの試金石みたいなところがあるので注目される場所だと思うんですけど。

【小寺】 人事院は4年ぐらい前から研究を始めてやっていたんですけどね。

【松浦】 現在、大学は中期計画の立案と実行を求められています。法学部もその中に組み込まれているのですが、もっと自覚的に法学部の中期計画を予算計画を含めて考えるべきなのでしょう。法学部予算は単年度予算ですが、そのため、その年限りの話が多過ぎて、年度を越えるプロジェクトを継続的に行うという面は非常に弱かった。複数年のプロジェクトであっても、毎年、予算の到着までなんとなくまっているところがありました。しかも、予算も大きくなく、阪大法学部は、2億円を切るぐらいの事業予算ではないでしょうか。

【三成】 法学研究科とロースクールの両方を足しても、2億円を大きく切っています。

【松浦】 2億円を切るぐらいでしょう。金額だけを見ると大きく見えるかもしれませんが、固定経費が多く、実際に新しいプロジェクトに使える政策予算はほとんどありません。多くの理科系研究室は、さまざまな形で研究費を獲得し、数千万円単位の裁量的要素のある資金を持っていることがままあります。それを新しい研究に振り向けることができるのです。文科系もそれに類する発想をしないと、理科系と競争して、多様な研究教育を行うことができなくなりそうです。こうした学部の政策判断に基づく努力が、結果的には大きな競争的資金の獲得につながるのではないのでしょうか。

【竹中】 今はとったあとで考えるというところがありますからね。もう少し長期的なビジョンを持っていて、そのために外部予算をとってくるというのではないといけないのでしょうかね。

【松浦】 科学研究費の場合、相当の研究資金を獲得することが可能です。しかし、そのためには、応募の前年にかなり準備して、採択されるような研究計画とそれなりの実績を蓄積しておかなければなりません。その種の研究の芽を育てるための予算項目が学部の予算の中に自覚的に設けられているわけではありません。しかし、その種の自覚的な政策立案をしないと、長期的に非常に大きな差になる恐れがあります。

【三成】 外部予算とったところはどんどんとっていきんですが、逆にとれないところはさらにとれない。ある種デフレスパイラルのようなことになっています。一番大きなものはいわゆるCOEですが、これをとれなかったところは、大きな予算の科研などでなんとかカバーしても、どんどんと財政的にじり貧になっていく可能性があるのです。

【松浦】 私は、ある財源から98%以上のお金が入るとするのは、必ずしも望ましい状態ではないと思うようになりました。研究教育が国その他の意向にどうしても大きく影響されるからです。ご承知のように、アメリカのロースクールの場合、州立大学でも州からの財政支援は収入が半分以下のはずです。ロースクールは、大学の基金からも独立した独自の基金を持っていて、それを自分のスクールの特色を出すために使います。それが独立したロースクール運営を可能にしているという側面があります。

【知原】 それにはどう中のものを見せてうまくアピールできるものを見せてくれるかと。それはあなたのご要望にきちんとかなっているんですよということをどうこれから見せていくかということですよ。ここからも出していくわけですよ。あるいは、来てくれる学生なり。

【松浦】 いろいろと、ご意見を頂戴しましたが、予定された時刻になりましたので、本日の会はこの辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【中尾】 今回も前回と同じように外部評価報告書をつくることになります。事前にお渡ししました資料、今日説明させていただきました内容、それに対する先生方からのご意見、また、それらを踏まえまして、最後に外部評価委員の方々の意見書をつけるまして、前回と同じ程度の報告書を作成することになっています。外部評価委員の先生方には、大体A4一、二程度で結構ですので、コメントをいただけたらと思います。

今日はいろいろとお忙しい中、ありがとうございました。

了

参考) 事前配布資料

1 平成18年度 法学部及び法学研究科の現況

2 別添資料

- 1 法学部(高校所在地別現役高校生参加者数)
- 2 平成18年度各専門科目履修者数一覧
- 3 平成18年度演習登録者数一覧
- 4 法学部卒業生就職先一覧
- 5 法学部国際公共政策学科教育課程等の概要
- 6 法学部国際公共政策学科の紹介図表
- 1 平成18年度修士論文題目一覧

学部・大学院在籍者数状況表(H16.4.1.~H.18.4.1.)

1 平成18年度 法学部及び法学研究科の現況

はじめに

平成16年4月、日本のすべての国立大学が国立大学法人となり、大阪大学も国立大学法人大阪大学となった。また、日本の法曹養成制度について検討した司法制度改革審議会の答申に基づいて、一定数の大学では、法務専門職大学院を設置し、大阪大学も同年に法学研究科が中心となり、法科大学院である高等司法研究科を創設した。このような大きな改革のもとで、本研究科も、従来の学部教育及び研究科教育の再編成を余儀なくされ、平成15年3月、法科大学院及び法学研究科・法学部の組織及び教育・研究の在り方について、内外の有識者から広く意見や評価を聴取する外部評価を実施した。

その外部評価の実施から4年が経過しようとしている今、あらためて、法科大学院の設置により、法学教育がどのように変わりつつあるのか、また、法人化により、法学研究科の組織運営がどのように改善されたのか、などの現状を明らかにするとともに、暫定的ではあるが、この3年間の経験をふまえて、今後、法学部の教育や法学研究科の教育がさらに充実し質的向上をはかるためには、どのような事項に留意しなければならないのか、などについて、内外の有識者から意見を聴取するものである。

そのために、現在の法学部教育の現況、法学研究科教育の現況、社会連携、国際交流及び管理運営体制について、資料データにもとづいて明らかにし、検討の参考資料とするものである。

法学研究科・法学部改革の基本方向（前回の外部評価懇談会での説明）

平成15年3月26日、外部評価の第2回懇談会で、当時の三成評議員（現法学研究科長）は、大学院の改組と法学部の改組について、以下のように説明している。

【資料 -1】

大学院の改組と法学部の改組というかなり大きな話なのですが、時間の関係もあり論点を絞って説明させていただきたいと思います。説明の順序としては、博士前期課程、博士後期課程、それから学部の順序で、私たちが今後どのような方向で改革を進めていこうと考えているか、つまり法科大学院が創設されたあと、どのような形で大阪大学の法学研究科と法学部を改組していこうとしているのかについてお話させていただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと存じます。

まず博士前期課程についてですが、法科大学院、いわゆるロースクールができたあと、前期課程のコースをどのように位置づけるかという問題があります。これは法学部の問題とも関係してくるのですが、現在のスタッフの内16名が法科大学院に移り、法曹養成のための教育をするということになると、大学院と学部においてこれまでと同じように法学を教えることは難しくなりますし、またさらに法科大学院における教育内容とも差別化、差異化をしていかなければならなりません。実定法関係の教員が一部は法学研究科に残るわけですが、彼らと基礎法学や政治学のスタッフとがどのような形で協力しながら、新しい法学教育をつくりだしていくのかということが検討すべき課題です。

法科大学院ができると、そちらに法学に関する教育や研究がすべてそちらに移ってしまうというのではなくて、残ったほうも法学研究科あるいは法学部として、法学分野の、法的思考に基礎においた教育研究をしていく必要があります、このことが新たな課題になると考えています。

ただ、新しい法学研究科では、これまでとは違って、高度専門職業人の養成がきわめて重要になると想定しています。新法学研究科においては、法律家とは異なる高度専門職業人の養成として、法学・政治学の領域における現代的な問題に対する深い理解とそれに対処するための総合的な力をいかにして培っていくのか、ということが社会からとくに求められていると思います。

新しい法学研究科は、このように高度専門職業人の養成機関になっていかざるを得ないと思いますが、それは研究者の養成においても同じことであり、「世界トップレベルの研究者養成を目指して」という科学技術・学術審議会の提言をみても、幅広い知識を基盤とした高い専門性が真の専門性であると指摘されており、つまり、多様な研究者の養成方法が可能だとされています。

言い換えれば、高度専門職業人の養成の一環として研究者の養成も位置づけていかなければならないということになるわけです。それが良いか悪いかという議論はもちろんあるわけですが、結局はそういう方向で改革は進んでいくように思いますし、その中で、これまでとは異なり、実践性あるいは応用性という点にかなりのウェイトを持たせた教育を私たちもしていかなければならないということだと考えております。

大学院教育においては、これまでには研究者養成があくまで主であって、高度専門職業人養成というのは従という位置づけでした。しかし、実際に大学院に入ってくる院生の数は、研究者志望はほんのわずかで、高度専門職業人養成のコースに入ってくる学生が圧倒的に多かったわけです。しかもその大半を占めていたのは、司法試験の受験希望者でした。法科大学院ができれば、その部分がそちらに抜けますので、法曹養成ではない高度専門職業人の養成を真剣に検討していかざるをえない、と私たちも考えているのです。

その場合、大阪大学としてはこれまで培ってきた伝統やパワーをやはり大切にしていきたい。例えば大阪大学では、これまでも情報にかかる法分野に相当ウェイトをおいた教育や研究を行ってきました。そして将来においても、情報学に基礎においた教育研究はますます重要になっていくでしょう。そういう点からも、情報学に基礎においた、比較法政あるいは公共法政という教育研究の分野を今後進めていく必要があります。そして他方では法科大学院と連携しながら、学部教育についても当然責任をもって取り組んでいかなければとけないと考えております。

教官組織については現在大講座制が採用されているわけですが、2つある連携大学院では合計6名の客員教員を抱えています。また、法学研究科の附属施設である法政実務連携センターにも客員教員が5名配置されております。そのうち2名は15年度以降増員分です。このような客員教員のリソースを、今後は法学研究科と法科大学院との間でシステマティックに振り分けていくことになります。

法科大学院には16名の教員が法学研究科から移るわけですが、それを前提として再編を進めていきます。その結果、法学研究科は教員.. 34名になります。入学定員は、前期課程の場合35名程度を予定しています。前期課程については、大幅に定員を減らすというわけにはいきません。やはり.. 30名~40名程度の院生は、今後とも育てていくことが私たちの使命であると考えています。ただ後期課程については、毎年課程博士も5名程度しか出してない現状では、29名の定員をそのまま維持することは難しいと思います。やはりここは現実を見据えて、後期課程の定員については10名内外の数でやっていくしかないのではないかと考えています。

学部学生は基本的に180名で、現状を維持してやっていくというのが私たちの意向です。20名~30名程度減らしてはどうかという話もあるわけですが、ここは基本的に現状を維持したいと思います。学部学生の数をもつパワーと言いますか、定員というものは学部としての力にもなっていきますから、あまり学生数を減らしてしまうと、法学部の存在そのものが危うくなってしまいます。ここはできれば学生数を減らしたくない、というのが私たちの希望です。

それから、ご存じのように大阪大学には国際公共政策研究科という独立大学院があります。通称でOSIPPと呼んでおりますけれども、ここには国際関係の専門分野が集中しています。私たちが経済学部ならびに旧教養部と協力してOSIPPをつくったときに、法学部からは国際法関係や行政学といった講座を提供しました。昨年、分野別研究評価を受けた際に、大阪大学の法学研究科は国際関係が弱いのではないかと、いうことを指摘されたのですが、OSIPPをつくるときに、国際関係の分野はそちらで充実させていき、その分野については私たちと連携しながら研究教育を進めていくことを想定していたのです

そうしたこともあって、法学研究科には現在、国際・比較法講座というのがありますが、国際法を専門とするスタッフはおりません。国際法の講義については、OSIPPに所属している教員に学内非常勤として出講してもらっています。そうした関係を今後も続けていかざるをえないという現実があります。それから法科大学院に移る教員との連携も、今後は当然必要になります。具体的には、OSSIPならびに法科大学院との連携協力を進める中で、学部についても、負担の限度はあると思いますが数単位ずつの負担をお願いしていくということを考えております。

次にカリキュラムです。基本的には法政情報プログラムというものを基礎的かつ応用的な部分として位置づけて、院生にはできるかぎりこのプログラムを履修させるということを考えています。それを基礎にして、比較法政あるいは公共法政のプログラムに移っていく、あるいは比較法政のプログラムの中で情報的なものを応用的に活用していくということを計画しています。なぜ比較法政というプログラムにしたかという、法科大学院と法学研究科との差別化を図るためには、やはり比較、つまり外国法政に関する研究が必要になる。比較ということを出して教育研究をやっていけば、それが付加価値になっていくと考えたからです。

ただ、この比較法政プログラムは、基本的にはオーソドックスな科目群と考えていただいて結構です。これまでやってきた科目群ごとの教育研究のひとつのパターンが比較というものに重点をおいたものにシフトしていくと、そのようにお考え下さい

もうひとつが公共法政ですが、これはOSSIPと協力してつくっていくことになるとは思いますが、より実践的で、より現代的、総合的な科目を配置することを考えています。したがって、比較法政と公共法政の違いというのは、いふならばより実践的かどうかという、あいまいなものになりますけれども、例えば、比較法政では民法を教え、公共法政では消費者保護法を教えるとか、そのような関係になっていくと考えています。

情報関係については、21世紀COEプログラムとしても、情報関係に基礎においた拠点の構築を法学研究科のプランとして提出しています。そこでは、人材養成のためのカリキュラムも考えていかなければならないのですが、これまでも私たちが力を入れてきた情報に関する教育研究を、今後はより体系的に整理をして進めていくことを考えています。

そしてそうした体制を支えていくために、データの構築とかソフトの開発とかいっ

た面で、理科系の情報関係のスタッフ、大阪大学には情報科学研究科というのが新しく設立され、そこに情報関係のスタッフが集まっているわけですが、そうした研究科の教員と協力する。あるいはそのほかにサイバーメディアセンターというのがありますけれども、そこにもソフト開発の専門家がおりますので、そういう方と協力しながら、法律学や政治学の分野で関心が集まっている問題や課題について、新しいソフトやシステムをつくっていくということをイメージしています。

次に、入学試験はどうするのかです。法学研究科では、これまで民法や憲法という専門科目ごとに試験を行ってきましたが、これを小論文という形に変えます。しかもその内容は具体的な法律の内容を問うのではなくて、社会科学的な論理的思考力を問うものとして考えています。外国語の試験も実施しますが、社会人や留学生については免除します。基本的には研究計画書と口述試験、この2つを重視する方向で計画しています。これから新しい研究科をつくっても、どれだけ学生を確保できるかということがやはり最も大きな問題になります。法律の勉強したい者は、法科大学院に進むのではないかと。そうだとすると、法学研究科でどれだけ学生を確保できるのか現状のままではそれが困難なことは明らかです。これまでのように法学部だけに対象を絞った入試ではなく、様々なバックグラウンドをもった学生を受け入れるための入試制度を実施することが求められていると考えているのです。

指導の仕方も、これまでのように研究者を養成するために1人1対応で教育をしていくというのではなくて、政治学あるいは基礎法学とか、その中でもさらに若干分かれていくと思いますが、そのような大きなくくりの中で集団的に指導をしていくことを計画しています。スタッフが協力をして1人の学生を育てていくという仕組みにしなければならない、とくに前期課程の段階ではこれまでのような徒弟関係のような1対1の教育態勢はとらないほうがいいのではないかと考えたのです。学生には、基本的にコースワークという形で、前期課程の段階では幅広く、総合的に勉強してほしいのです。その中から将来研究者になる者も出てくるだろうし、あるいは実務の世界で働く者や公務員になる者も出てくるだろう。そのための基礎力を前期課程の段階で鍛えておく。法学政治学をむしろトータルに学ばせていく、ということを考えているのです。

後期課程については、基本的に大きく変えません。いままでと同じように研究者の養成を主として考えていきます。ただ、他方では博士号を必要とする、あるいは博士号をとりたいという社会人あるいは留学生の方もおられると思います。そういう方たちも積極的に受け入れていきたい。そうした学生が急に増えるということにはないでしょうが、理念的にはこうした後期課程学生も育てていくということになると思います。

後期課程の場合、カリキュラムについても現状を大きく変えることは考えていません。ただ、プロジェクト研究はこれまで以上に推進したいと思います。例えばCOEの関係で考えているのは、ITやインターネットと法といった領域について、自分の専門領域と関わらせつつ研究を行わせることを考えています。COE以外でも、科研

費の研究などをこうしたプロジェクト計画に連携させつつ展開させていければと思っています。このことは現に科研については個別に実施していることですので、これをさらに組織的に進めていくことになります。

また、入試についても、後期課程の場合には基本的に大きく変えません。ただ、将来的には、法科大学院の修了者をどう扱うかという問題を考えなくてはなりません。基本的には、研究計画書を中心に口述試験でカバーすることを考えています。法科大学院には修士論文の制度がないことを考えると、やはり研究計画書を中心に評価せざるをえないと考えています。

なお、指導態勢については先ほど申しあげたように、できるだけ学際的な視点で育成をしていきます。それと、やはり後期課程に進学した以上、確実に博士号を取得できるような教育指導の態勢を整備する必要があります。ただ、この点は、組織的に指導態勢を組んでいかないと難しいと考えています。

最後に法学部ですが、実定法関係のかなりの教員が法科大学院に異動するというなかで、残ったスタッフだけでどのような教育をやっていくのかということがやはり最も大きな問題になります。極端な話、もう法学部はいらないのではないかという意見も一部にはあるわけです。ただ法学部に対するニーズが社会には依然としてあるように思います。それは何かというと、社会的な価値理念といったものに対する理解力であるとか、それに基づく調整能力であるとか、要するに規範的な思考のできる人材を社会は求めていると思います。そうした人材を育てていくことは、法学部の大きな課題であろうし、法学部でしかやれないとはいいいませんが、法学部だからこそできることではないかと考えています。

そこで法学部のカリキュラムですが、できるかぎりフレッシュマンセミナーとかプロセミナーという形で、10人、多くても20人ぐらいの規模の少人数教育を早い段階から実施していきます。手とり足とりは無理としても、本の読み方とか文章の書き方、そういったことは可能なかぎり早い段階で教えていく必要があります。相当エネルギーを割かないといけないことではあるわけですが、それはやらないと、いまの学生は育っていかない。そしてこのセミナーと講義をできるだけリンクさせて、講義で学んだことをセミナーでさらに深めていく。その逆も当然あるわけですが、そうしたカリキュラムを今後は組んでいく必要があると私たちは考えています。

そうしたカリキュラム再編とともに、成績評価についても改革を行う必要があります。一定の基準を設けて相対評価という形で統一することです。全員が優、それはないと思いますが、7割が落ちるとか、そういうのはまずいということを、法学部でも考えていかなければならないでしょう。

さらに検討課題として残されているのは、3年次編入の問題です。現在、毎年20名程度の学生を3年次編入という形でとっているのですが、これをやめるか、あるいは入学定員を減らすことを考えています。むしろ編入で入ってくるような学生は、大学院、あるいは法科大学院に進学してもらったほうがよいのではないかとということで、現在見直しを進めています。

それから入学試験の前期後期の割り振りとか、試験科目や配点、などについても見直す必要があると考えております。これからは社会科的な科目を重視していく、あるいはその配点を増やしていくといったことも検討したいと思っています。

最後に、実定法科目のあり方についてですが、これは私たちの間でもかなり議論があるところでして、ご出席の委員の先生方にもぜひご意見を伺いたいと存じます。法学部の卒業生には法科大学院への進学を希望する学生が多いと思いますが、法科大学院には短縮履修という制度があります。法学部で法律学をまじめに勉強すれば短縮2年でいける、そのための教育を法学部でする必要があるのかどうかです。その必要が仮にあるとすると、2年の短縮履修を目指す者のためにそれに応じた科目をかなりの程度法学部に配置しないといけません。そういったことは果たして必要かどうか。その辺りの問題もこれから詰めていかなければなりません。今後スタッフを新たに採用する場合に、どのような分野の人材を必要になるかという問題とも、当然この問題と関連してくるわけです。

以上、かなり省略をしましたがけれども、大阪大学における法学研究科と法学部の将来像についての私たちの考えを説明させていただきました。

(大阪大学大学院法学研究科・法学部『平成14年度 外部評価報告書』10頁～15頁)

以上、大阪大学における法学研究科と法学部の将来像について、博士前期課程、博士後期課程、学部の順で、改革の基本的な方向・考え方が明らかにされている。その基本的な考え方を簡単にまとめれば、以下のとおりである。

1. 博士前期課程

まず第一に、博士前期課程の改革の基本的な方向として、「法科大学院における教育内容とも差別化、差異化」して、どのようにして「新しい法学教育をつくりだしていくのか」という未知の課題に挑戦するという姿勢を強く打ち出している。そのうえで、新法学研究科の教育目的として、「法律家とは異なる高度専門職業人の養成」を掲げ、「高度専門職業人の養成の一環として研究者の養成も位置づけて」いるところに、その特色があった。また、その教育内容は、「法学・政治学の領域における現代的な問題に対する深い理解とそれに対処するための総合的な力をいかにして培っていくのか」という「実践性あるいは応用性という点にかなりのウェイトを持たせた教育」が重要視されている。

このような特色ある改革を進めなければならない背景として、当時の大学院に進学する学生の現状があった。それは、「実際に大学院に入ってくる院生の数は、研究者志望はほんのわずかで、高度専門職業人養成のコースに入ってくる学生が圧倒的に多く、しかもその大半を占めていたのは、司法試験の受験希望者」であり、「法科大学院ができれば、その部分」が抜け、「法曹養成ではない高度専門職業人の養成を真剣に検討していかざるをえない」という実態である。

上記の改革の基本方向をふまえたうえで、博士前期課程のカリキュラムは、比較法政プログラム 公共法政プログラムに区分し、前者が「外国法政に関する研究」をふまえた

「比較ということを出して教育研究」を行うという「基本的にはオーソドックスな科目群」を考えているのに対して、後者は、国際公共政策研究科（OSIPP）と協力して、「より実践的、ヨリ現代的、総合的な科目」を配置することを考えていた。

また、「どれだけ学生を確保できるかということがやはり最も大きな問題」（＝定員充足）であったために、入試制度も大きく変更し、専門科目にかえて、「社会科学的な論理思考力を問う」小論文を試験科目とした。

さらに、指導の仕方についても、従来のように「1人1対応で教育していく」のではなく、「集団的に指導をしていくこと」＝「スタッフが協力して1人の学生を育てていくという仕組み」の構築が必要であり、その仕組みのもとで、「学生には、基本的にコースワークという形で、前期課程の段階では幅広く、総合的に勉強」させることが目指されていた。

2．博士後期課程

第二に、博士後期課程については、基本的には変更せず、研究者の養成を主として考えており、他方で、社会人や留学生の博士の学位を取得したいという希望にも積極的に対応していくことが表明されている。そのためには、「確実に博士号を取得できるような教育指導の態勢を整備する」ことが必要であった。また、プロジェクト研究を後期課程の授業の中に組み入れて、これまで以上に推進し、科研費研究などに接合していくことも重視されている。

3．学部

第三に、法学部については、「実定法関係のかなりの教員が法科大学院に異動する」という状況のもとで、法学部のカリキュラムが検討されている。その前提として、「法学部に対するニーズが社会には依然としてあり、社会が求めているものは、「社会的な価値理念といったものに対する理解力であるとか、それにもとづく調整能力であるとか、要するに規範的な思考のできる人材」の養成であり、そうした人材の養成は、「法学部だからこそできることではないかと考え」られている。そのために、「本の読み方とか文章の書き方、そういったことを可能なかぎり早い段階で教えていく必要」があり、フレッシュマンセミナーという少人数教育を早い段階から実施することが予定されていた。また、成績評価についても改革の必要性が強調されている。さらに、検討課題として、実定法科目の在り方、とくに、法科大学院2年短縮コースとの関係で、「法学部で法律学をまじめに勉強すれば短縮2年でいける、そのための教育を法学部でする必要があるのかどうか」が提起されていた。

以上の改革構想をふまえて、次章では、法学部教育はどのような現況であるかについて、どのような学生を受け入れ、どのような基本的理念のもので、法学部教育を行い、学生の将来の志望にどのように応えているのか、を明らかにし、また、現状ではどのような問題や課題が生じており、それにどのように対応しようとしているか、について述べることとする。

法学部教育の現況

1. アドミッション・ポリシー

法学部は、どのような学生を受け入れようとしているか、アドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

【資料 -1】

「国のかたち」は法や政治のあり方によって大きく規定されます。21世紀における日本と世界のかたちはどうあるべきか。法学部ではそれを皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。法学部で学ぶ法律学や政治学は、長い歴史と伝統の中で培われてきた極めて奥行き深い学問ですが、国際化や情報化といった社会の変化にも的確に対応していかなければなりません。学問としての蓄積を重視しつつ、新しい時代の変化にも果敢にチャレンジする。法学部ではこれまで、そのような教育・研究の実現に向けて努力を傾けてきました。

そこで、法学部としては、

- ・ものごとを深く、論理的に考えることが出来る人
- ・ものごとを多面的に考え、活発に議論が出来る人
- ・日本と世界の将来について、夢と希望を語ることのできる人

そうした思慮深く、前向きで、進取の気性にあふれた学生諸君の入学を心から期待するものです。

(大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site)

1-1. 入学説明会

法学部は、毎年8月に高校生を対象として入学説明会を行っている。参加者は、毎年増加しており、平成18年8月17日(木)に実施した説明会には、約1,300人の高校生と父母などが参加し盛況であった。

説明会は、以下のようなプログラムで行われている。

【資料 -2】 平成18年度大学説明会(オープンキャンパス)行事案内

学部名 法学部

開催日時 : 平成18年8月17日(木)

開催場所 : 共通教育講義棟 口大講

日 程(行事内容等)

時 刻	行 事 内 容	備 考
第 一 部		司会 林入試委員
10:30~11:00	受付、資料配付	口大講入口
11:00~11:10	学部長挨拶	三成法学部長

11:10～11:50	学部入試概要説明、質疑応答	坂元入試委員
11:50～12:30	カリキュラム及び進路説明、質疑応答	竹中教務委員長
12:30～12:50	先輩の話を聞く（キャンパスライフ）	法学部生
第 二 部		司会 林入試委員
13:30～14:00	受付、資料配付	口大講入口
14:00～14:10	学部長挨拶	三成法学部長
14:10～14:50	学部入試概要説明、質疑応答	坂元入試委員
14:50～15:30	カリキュラム及び進路説明、質疑応答	竹中教務委員長
15:30～15:50	先輩の話を聞く（キャンパスライフ）	法学部生
口大講が満室になった場合はB118教室も開放します。 上記行事とあわせ実施する個別相談コーナーの場所と時刻		
時 刻	実 施 場 所	備 考
12:50～13:20	共通教育講義棟 B108	入試課・学生支援課・ 生協学生委員会
15:50～16:20	共通教育講義棟 B108	入試課・学生支援課・ 生協学生委員会
配布予定の冊子等 <ul style="list-style-type: none"> ・2007大阪大学法学部案内 ・2007大阪大学案内 ・平成19年度大阪大学入学者選抜要項 ・アンケート用紙 <div style="text-align: right;">（当日配付資料より）</div>		

当日アンケート結果から判明した現役高校生参加者数の一覧は、添付資料 -1 のとおりである。

所在別都道府県のうち、近畿の高校（合計534名）からは、大阪146名(27.34%)、兵庫55名(10.30%)、京都17名、奈良23名、和歌山8名、滋賀4名で、他県で参加が多いのは、三重25名、徳島11名、岡山10名、広島8名、香川8名などである。

また、法学部の入試説明会への参加者は、以下のように、増加傾向にある。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18
参加人数	535	702	1,051	870	1,300

なお、説明会では、アンケート用紙が配布され、満足度などが集計結果から明らかにされている。

18年度の法学部の集計結果は、以下のとおりである。

平成18年度大学説明会アンケート集計表(法 学 部)

	H 18	H 17	H 16
参加者数	1,300	870	1,051
回答者	582	536	293
回収率	44.8%	61.6%	27.9%



設問(1) あなたは次のどれに該当しますか。

参加者区分	H18		
	回答数(比率)	H17	H16
a 高校1年生	134 (23.0%)	(18.3%)	(23.2%)
b 高校2年生	283 (48.6%)	(38.4%)	(47.4%)
c 高校3年生	117 (20.1%)	(29.7%)	(24.2%)
d 予備校生(浪人生)	18 (3.1%)	(5.4%)	(2.0%)
e 高校・予備校関係者	2 (0.3%)	(0.2%)	(0.0%)
f 保護者	22 (3.8%)	(6.5%)	(1.7%)
g その他	6 (1.0%)	(1.5%)	(0.7%)
無回答	- (0.0%)	(0.0%)	(0.7%)

設問(2) 性別

性別	回答数(比率)
a 男性	264 (45.4%)
b 女性	297 (51.0%)
無回答	21 (3.6%)

設問(3) あなたはどの学部を志望していますか。(複数回答)

志望学部	回答数(比率)
a 文学部	27 (3.9%)
b 人間科学部	40 (5.8%)
c 法学部	500 (72.7%)
d 経済学部	67 (9.7%)
e 理学部	4 (0.6%)
f 医学部(医)	12 (1.7%)
g 医学部(保健)	3 (0.4%)
h 歯学部	- (0.0%)
i 薬学部	10 (1.5%)
j 工学部	2 (0.3%)
k 基礎工学部	23 (3.3%)

設問(4) この説明会を何によってお知りになりましたか。(複数回答)

a 高校・予備校の先生を通じて	191 (28.2%)
b 説明会のポスターを見て	20 (2.9%)
c 大阪大学のホームページを見て	261 (38.5%)
d 先輩・友人から聞いて	83 (12.2%)
e 入試情報誌(入試情報HP)を見て	96 (14.2%)
f 高校・予備校で本学の説明会を聞いて	13 (1.9%)
g その他	14 (2.1%)

設問(5) 説明会の開催情報の案内について

a わかりやすかった	150 (25.8%)
b 普通	343 (58.9%)
c わかりにくかった	55 (9.5%)
無回答	34 (5.8%)

設問(6) 説明会の開催時期について(複数回答)

a ちょうどよかった	355 (60.0%)
b 7月上旬がよかった	99 (16.7%)
c 8月中旬がよかった	87 (14.7%)
d 土・日曜日がよかった	21 (3.5%)
e 午前中がよかった	20 (3.4%)
f その他 (*1)	10 (1.7%)

設問(7) 説明会の実施時間について

a ちょうどよかった	397 (68.2%)
b もう少し長く	31 (5.3%)
c もう少し短く	122 (21.0%)
無回答	32 (5.5%)

設問(8) 説明会の開催場所について

a ちょうどよかった	446 (76.6%)
b その他 (*2)	108 (18.6%)
無回答	28 (4.8%)

設問(9) 説明会の会場までの案内について

a わかりやすかった	161 (27.7%)
b 普通	285 (49.0%)
c わかりにくかった	133 (22.9%)
無回答	3 (0.5%)

設問(10) 説明会の全体の印象

a よかった	231 (39.7%)
b 普通	302 (51.9%)
c 期待はずれ	30 (5.2%)
無回答	19 (3.3%)

設問(11) 参加して良かった点・参考になった点(複数回答)

a 大学の概要や雰囲気を知ることができた	380 (38.7%)
b 研究内容や特色がよかった	144 (14.6%)
c 入試情報を得ることができた	240 (24.4%)
d 志を同じくする人々に刺激を受けた	60 (6.1%)
e 大学教員や学生の生の声を聞いた	150 (15.3%)
f その他 (*3)	9 (0.9%)

設問(12) 期待はずれであった理由(複数回答)

a 説明が難しかった	54 (14.1%)
b 説明が長かった	84 (21.9%)
c 会場が狭く座席に座れなかった	99 (25.8%)
d あまり興味がなく内容ではなかった	59 (15.4%)
e 知りたかったことの説明がなかった	37 (9.7%)
f その他 (*1)	50 (13.1%)

参加者のうち、アンケートに答えた多い順に、高校2年生：283名(48.6%)、1年生：134名(23.0%)、3年生：117名(20.1%)となっており、大半が高校生(91.7%)であることが分かる。また、男女別では、女性が297名(51.0%)、男性が264名(45.4%)であり、女性の関心が高いといえる。当然のこととして、志望学部は、大半が法学部(500名、72.7%)となっている。説明会の全体の印象として、「普通」302名(51.9%)、「よかった」231名(39.7%)で、91.6%の参加者が満足していると考えられる。良かった点として、「大学の概要や雰囲気を知るこ

とができた」380名(38.7%)、「入試情報を得ることができた」240名(24.4%)、「大学教員や学生の声を聞けた」150名(15.3%)、「研究内容や特色が分かった」144名(14.6%)などであり、参加者にとっては、今後の参考になったようである。

1-2. 入学試験

法学部の入学試験の科目と配点は、以下のとおりである。

【資料 -3】	
入試の点数は、前期・後期ともにセンター試験と2次試験の合計点数	
センター試験の科目〔6教科7科目〕と配点〔合計450点〕	
・国（国語）	100点
・地歴（世B、日B、地理Bから1）	70点
・公民（現社、倫、政経から1）	30点
・理（理総A、理総B、物I、化I、生I、地学Iから1）	50点
・数（数I・数A）と（数II・数B、工、簿、情報から1）の2	100点
・外（英、独、仏から1）	100点
前期日程試験の科目と配点〔合計450点〕	
・国（国語総合・国語表現I）	150点
・数（数I・数II・数A・数B）	150点
・外（英I・英II・リーディング・ライティング、独、仏から1）	150点
後期日程試験の科目と配点〔合計300点〕	
・外（英I・英II・リーディング・ライティング）	100点
・小論文（法学・政治学の勉学に必要な適性と能力を判定）	200点

平成18年度入学試験の最高点と最低点は、以下のとおりである。

【前期日程】	最高点：794.45（センター試験：431.45 + 2次試験：387.00）
	最低点：681.63（センター試験：359.63 + 2次試験：273.00）
【後期日程】	最高点：670.26（センター試験：421.87 + 2次試験：257.66）
	最低点：623.25（センター試験：386.03 + 2次試験：202.66）

1-3. 受験者及び合格者の上位8校

平成16年度～18年度別入学者数等は、以下のとおりである。

	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	前期	後期	合計	前期	後期	合計	前期	後期	合計
募集人員	145	25	170	145	25	170	145	25	170
志願者数	394	332	726	402	259	661	396	284	680
志望倍率	2.7	13.3	4.3	2.8	10.4	3.9	2.7	11.4	4.0

受験者数	390	188	578	398	144	542	394	159	553
受験率	99.0%	56.6%	79.6%	99.0%	55.6%	82.0%	99.5%	56.0%	81.3%
合格者数	154	27	181	153	27	180	153	28	181
辞退者数	4	2	6	1	0	1	5	0	5
辞退率	2.6%	7.4%	3.3%	0.6%	0.0%	0.6%	3.3%	0.0%	2.8%
入学者数	150	25	175	152	27	179	148	28	176
女子内数	61	8	69	52	3	55	35	12	47
留学生	2			7			6		
女子内数	(0)			(5)			(2)		
3年次編入	12			13			10		
女子内数	(5)			(6)			(4)		

平成16年度～18年度の前期日程3ヵ年合計で、受験者及び合格者の上位8校は、以下のとおりである（なお、西大和学園の志願者数は、11位）。

高校名	志願者				高校名	合格者			
	H16	H17	H18	合計		H16	H17	H18	合計
三国丘	7	12	11	30	明星	3	5	4	12
北野	4	9	12	25	四天王寺	2	6	2	10
茨木	10	6	8	24	長田	4	3	3	10
洛南	11	8	4	23	三国丘	2	3	4	9
四天王寺	6	11	6	23	茨木	2	3	4	9
明星	7	9	5	21	西大和学園	0	3	6	9
長田	8	5	7	20	洛南	5	1	2	8
西大和学園	2	7	7	16	北野	1	2	4	7

これらの上位校は、毎年、一定数が受験し、一定数の合格者を出している常連校といえる。なお、16年度、志願者と合格者が最も多かった高校は洛南、17年度は、志願者が三国丘、合格者が四天王寺、18年度は、志願者が北野、合格者が西大和学園であった。

現在、大阪大学教育実践センターでは、共通教育の基礎セミナーに上記の北野や茨木などの高校生を受け入れており、これらの取組も一定の成果を挙げているものと考えられる。

また、平成16年度～18年度3ヵ年の現役・浪人の合格者数は、以下のとおりである。

年度	前期日程					後期日程			
	志願者数	合格者数				志願者数	合格者数		
		合計	現役	浪人	他		合計	現役	浪人
H16	394 (148)	154 (61)	98 (45)	55 (15)	1 (1)	332 (113)	27 (8)	21 (5)	6 (3)
H17	402	153	99	54	0	259	27	17	10

	(133)	(53)	(38)	(15)	(0)	(61)	(5)	(2)	(3)
H18	396	153	106	47	0	284	28	21	7
	(118)	(36)	(28)	(8)	(0)	(88)	(12)	(11)	(1)

下段（ ）内は女子で内数

上記の表から判明するように、現役生の比率が高まっており、また、男子学生の比率も高くなっている。

2. 教育理念

法学部の教育理念について、『平成18年度 学生ハンドブック』は、以下のように定めている。

【資料 -4】

法学部では、みなさんに、複雑な人間関係や社会生活の土台となる制度とその仕組みについて、単にその現状を究めるだけでなく、歴史をさかのぼり、理念を探求し、発生する紛争を合理的に解決するための手段や考えを学び、さらに、今日とくに求められる、様々な社会的リスクを冷静に分析できる目を養い、紛争の発生を未然に防止する実践知を身につけることを期待しています。

3. カリキュラム

上記の教育理念を実現するために、法学部では、以下のような特徴あるカリキュラムを設定している。

3-1. カリキュラムの構成

【資料 -5】

提供される科目は多彩ですが、それらは、ただ総花的に開講されるのではなく、学問の基礎から応用へ、法と政治の歴史や思想から実態理解へと、みなさんが自分の位置を確認しながら、順を追って学んでいけるように配列されています。

1年次には入門科目を学びます。入門科目は、それぞれの学問体系の見取り図を示し、これから学んでいくいろいろな科目が相互にどのように関連しているのか、全体のなかでどこに位置づけられるのかについて見通しを与えるためのものです。

2年次以降で学ぶコア科目は、法学部教育の中心となるものですが、ここでも、歴史や思想についての知識を身につけたうえで、現代社会における法と政治の実態理解

に入っているように工夫されています。

履修に際しては、将来の志望に適合した科目の選択ができるよう、進路に応じたモデルメニューが示されます。これによって、法曹をめざす人も、企業人をめざす人も、公務員をめざす人も、そしてまた研究者をめざす人も、それぞれ最適のメニューで勉強することができるでしょう。（大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site）

下記の図表は、専門科目の一覧と配当学年及び科目の位置づけを示したものである。

3・4年次	コア科目			外国語文献研究 特別講義	演習（ゼミナール）	情報系科目 法政計量論
	憲法2 民法2 民法3 民法4 商法2 商法3 経済法 知的財産法 労働法 社会保障法 民事訴訟法 民事回収法1 民事回収法2 国際私法 国際経済法	刑法2 行政法3 行政法4 地方自治法1 地方自治法2 税法1 税法2 刑事訴訟法 国際法2 東洋法制史 ローマ法 法理学	法思想史 法社会学 比較法文化論 ヨーロッパ法 アジア法論 政治過程論 日本政治思想史 西洋政治史 国際政治学 外交史 行政学 地方行政論 比較政治 法医学			
2年次	商法1 行政法2	西洋法制史 西洋政治思想史 日本政治史				法情報学
	憲法1 刑法1 民法1 行政法1 国際法1	政治学原論 日本近代法史				
1年次	入門科目 フレッシュマンセミナー		全学共通教育科目			法政情報処理 (情報活用基礎)
	法学概論 政治学概論					

（大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site）

なお、専門科目は、従来と比較して、かなりスリム化している。

3-2. オリエンテーション・ガイダンス

法学部では、毎年4月初旬、新入生、3年生および3年次編入生を対象にオリエンテーションを実施し、一般的注意事項、履修等ガイダンスおよび法学会などについて説明している。

平成18年度に実施した内容は、以下のとおりである。

4月3日(月)			
学部3 年生 約200名	法経講義棟 2番講義室 (1階)	9:30~10:30	学生便覧、成績等配布(教務係) 一般的注意事項(瀧口・水島教務委員) 履修等ガイダンス(瀧口・水島教務委員) 質疑応答(瀧口・水島教務委員)
4月4日(火)			
1年生 182名	法経講義棟 2番講義室 (1階)	9:00~ 9:30~10:00 10:00~ 10:10~10:10 10:10~10:20 10:20~10:50 休憩 11:00~11:10 11:10~12:10	学生証等の配布(教務係) 授業料口座振替依頼書回収 司会(福井教務委員) 挨拶及び出席者の紹介(学部長) 挨拶(同窓会代表) 挨拶(同窓会代表) 一般的注意事項(竹中教務委員長) 履修等ガイダンス(竹中教務委員長) 法学会説明(竹中法学会運営委員長) 入学に伴う手続書類及び履修関係書類 回収(教務係) (クラブ紹介)
3年次編 入生 10名	法・経大学院 総合研究棟 4階 セミナー室D	14:00~14:10 14:10~14:20 14:20~14:30 14:30~15:00 15:00~15:10	学生証等配布(教務係) 挨拶(学部長)司会(水島教務委員) 挨拶(同窓会代表) 図書館の利用案内(門講師) 履修等ガイダンス(福井教務委員) 法学会説明(福井教務委員) 質疑応答(福井教務委員)

3-3. 学生の履修状況

平成18年度、学生が履修登録をした専門科目の一覧は、別添資料 -2のとおりである。

1年次配当科目及び2年次配当科目については、ほとんどの学生が履修登録をしていることが分かる。また、3年次配当科目のうち、140名以上履修登録されている科目は、憲法2、行政法3・4、地方自治法1、民法2・3、商法2、民事訴訟法、刑法2、刑事訴訟法、労働法、法社会学、比較法文化論、アジア法論、特別講義(知的財産の潮流)である。

これらの履修登録状況から、1、2年生のうちできるだけ履修できる専門科目の単位を取得し、3、4年生では、七法科目を中心に履修して、法科大学院の受験や授業などに

備えるとともに、公務員試験にも対応しようとしているのではないかと推測される。ただし、3年次配当科目については、時間割作成の関係から影響している科目もあり、即断はできないが、つぎの演習の登録状況においても同様の傾向がみられる。

18年度演習の登録状況は、別添資料 -3のとおりである。

この一覧からも、民法・商法・民事訴訟法、行政法・憲法、刑法・刑事訴訟法などの司法試験及び公務員試験関係の演習（184名、63.45%）に関心が高いことが明らかであり、また、政治関係の演習（65名、22.41%）にも関心が集まっている、といえよう。

以上の履修状況から判断して重要なことは、1、2年生のうちに、法学部教育の基本となるものをできるだけ履修させることである。現行のカリキュラムは、基本的にはそのような趣旨で構成されおり、適切なものと考えている。問題は、それをどのように学生に教えるか、にある。その意味でもFD活動が重要である。

4．進路・就職

法学部の卒業生は、実社会において、たいへん高い評価を得ている。企業のトップとして日本経済をリードしている卒業生も少なくない。また、公務員の道を選ぶ人も毎年数十人を数え、多くの先輩たちが国家公務員試験や地方公務員試験に合格し、中央や地方の官公庁等で活躍している。

平成18年3月に卒業した法学部学生の就職先の業種別一覧は、以下のとおりである。

（なお、詳しい就職先一覧は、別添資料 -4を参照）

業 種	人数	業 種	人数	
製造業	17	卸売・小売	6	就職者数：105名
電気・ガス	3	金融・保険	19	進学者数：60名
情報通信	11	サービス業・その他	13	その他：68名
運輸	9	官公庁等	27	（司法試験受験者等）
				合 計：233名

卒業生のうち、民間企業78名(33.48%)、官公庁27名(11.59%)、大学院進学60名(25.75%)であり、この割合はそれほど変化がないが、最近、法科大学院への進学が徐々に増加しているようである。

5．新学科の設置

大阪大学は、平成19年10月1日、大阪外国語大学と統合し、新たに大阪大学を設置することになった。この計画の一環として、法学部に新たに国際公共政策学科（定員80名）を新設することになった。開設は平成20年4月1日である。

新学科の特色を、設置審査のために文科省に提出した「学部・研究科等の設置趣旨等」では、以下のように述べている。

【資料 -6】

新学科の特色は、現代の社会、とくに国際社会で生起する諸問題について複眼的な視点から検討することができ、同時に、外国語能力、特に英語能力を備え、さらに、コミュニケーション能力にも長けた人材を養成しようとするところにある。

の目的を達成するため、同学科では、法学・政治学・経済学の複数分野の基礎を体得させたうえで、現在の社会、特に国際社会の法・政治・経済問題へそれを応用するための科目、具体的には、国際関係、国際法、国際経済、外交政策、開発政策、環境政策、などの応用領域に関わる科目を配置し、現実の国際社会問題への理解と対応の能力を磨くカリキュラム構成をとる。

また、の目標を達成するため、外国語、特に英語の学習を奨励し、少なくとも国際社会を見据えた諸活動に従事しう程度の外国語能力を卒業要件とする。また、国際経験の豊富な教員を配置し、いくつかの授業を英語で行い、外国語文献を必読化しさらに、口頭報告、討論、交渉、報告者作成による表現力を養い、語学力と合わせて国際社会で不可欠なコミュニケーション能力を養う。

(なお、教育課程等の概要は、別添資料 -5 を参照。また、法学部の組織図並びに新学科の理念、特色及びカリキュラムを図示したものは、別添資料 -6参照)

同学科の教育では、学際的な知的能力を養うとともに、優れた語学力・対話力を体得させることを重視している。卒業後には、民間・官庁等の別なく、直接あるいは間接に国際的な諸課題の解決に取り組み、また、国際的公共価値を国際社会又は国内社会で実現する活動に従事できるような人材(例えば、外務省や経済産業省といった中央官庁や地方自治体、JICAなど国際協力関係機関・NGO・NPOの職員など)や、研究者あるいは高度専門職業人として国際公益に資するために大学院進学を目指すような人材を養成することを目標としている。

同学科の教育は、法学研究科、国際公共政策研究科、そして経済学研究科が連携して担当するものであるが、同学科の専任には、国際公共政策研究科の教員と、大阪外国語大学との統合に際し上記各研究科に新学科担当教員として所属することになる、主にこれまで国際公共政策を視野に入れた教育を行ってきた国際文化学科の教員が予定されている。

6. 問題点及び課題

法学部教育の当面の基本的な問題点及び課題は、以下の事項である。

就職先等一覧で明らかのように、民間企業等への就職が約3分の1、法科大学院を含む進学者が約3分の1弱、官公庁等への就職は約30名程度、その他が約3分の1弱である。この現状を踏まえて、学生の進路状況に応える教育内容として、どのようなものが望ましいのか、現行のカリキュラムは基本的にこれに込んでいるのか、などについて、あらためて検討すること。とくに、法科大学院との接続をスムーズに行うためのカリキュラ

ムのあり方について検討すること。

新学科として国際公共政策学科が設置されることにより、同学科での教育を従来の法学科とどのように差異化して行うか、また同学科の教育ならびに運営に関し国際公共政策研究科等の他研究科とどのように調整を図っていくか、などについて検討すること。

大学院法学研究科教育の現況

1. アドミッション・ポリシー

法学研究科は、どのような学生を受け入れようとしているのか、アドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

【資料 -1】

「現代科学技術の社会的基盤を成す法政に関わる賢慮（prudence）の追求」という基本理念を踏まえて、法学研究科が大学院入学者として求める人材は、次のような関心を持つ人たちです。

- ・現代社会が直面する問題への即効薬を求めるのではなく、現代法や公共政策について長期的なパースペクティブ、構造的な視点からの考察とより良き改革の構想を、自ら考えようとする人
- ・法や政治が生み出しうる社会のルールや秩序の意義を、自ら考えようとする人
- ・情報技術の発展を中心とする新しいテクノロジーと社会の相互作用について、自ら考えようとする人
- ・地域から世界に幾層にも広がる、さまざまな「公」と「私」のインターフェイスで生じるガバナンスの問題を自ら考え、それぞれの持ち場で生かそうとする人

（大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site）

1-1. 入学試験

博士前期課程の入試制度は、平成16年度から、大きく変更された。改革構想でも述べたように、定員充足が最大の問題であったために、筆記試験科目のうち、専門科目を小論文に変更して、受験者を増やす工夫と、定員を十分に確保する措置を講じることとした。しかし、このことがどのような事態をもたらすことになるのか、その後の経過をみる必要がある。

1-2. 受験者と入学者の国公私立大学別の状況

平成18年度 大学院学生入学試験実施状況は、以下のとおりである。

【博士前期課程】：定員 35 名

区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
一般選抜	83 (27)	74 (26)	43 (20)	37 (17)
(社会人)	13 (2)	11 (2)	8 (2)	8 (2)
(留学生)	12 (5)	11 (4)	6 (3)	5 (3)

社会人・留学生は一般選抜の内数

【博士後期課程】：定員 12 名

区 分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
一般選抜	12 (3)	12 (3)	6 (2)	6 (2)
社会人特別選抜	6 (2)	6 (2)	2 (1)	2 (1)
合 計	18 (5)	18 (5)	8 (3)	8 (3)

()内は女子で内数

博士前期課程の志願者及び入学者の本学及び他大学出身別の内訳は、以下のとおりである。

【入学志願者】

阪 大		他 大 学 出 身 者						外国の 学校卒		合 計	
男	女	国 立	公 立	私 立		男	女	男	女	男	女
9	12	17	2	1	0	24	8	5	5	56	27

【入学者】

阪 大		他 大 学 出 身 者						外国の 学校卒		合 計	
男	女	国 立	公 立	私 立		男	女	男	女	男	女
3	9	7	2	0	0	9	4	1	2	20	17

前期課程の志願者は、16年度68名、17年度69名、18年度83名で、定員のほぼ倍であり、入学者の現状は定員をなんとか充足している状況にある。しかし、一定水準の学生を確保するために望ましい志願者数は、150名前後が必要であると思われる（合格者の約3倍）。志願者数を増やすための工夫と努力が今後とも肝要である。

平成18年度の阪大出身の志願者21名(25.30%)、入学者12名(32.43%)、私立出身の志願者32名(38.55%)、入学者13名(35.14%)、他の国立出身の志願者19名(35.85%)、入学者9名(24.32%)であった。

合格した私立出身者の内訳は、同志社大学が5名、立命館大学及び関西大学が2名、関西学院大学、慶応大学など1名である。他の国立出身者は、東北大学及び岡山大学が2名などであった。

平成17年度も私立は、同志社が4名、早稲田が2名など、国立は、九州、京都、岡山、金沢、熊本各1名となっている。なお、19年度については、神戸が3名であった。

私立出身者の16年度及び17年度の状況は、志願者33名(47.83%)、29名(42.65%)、入学者16名(48.48%)、12名(28.57%)であり、この3年間で平均すれば、4割前後の志願者で、3割前後の入学者となっている。

他方、阪大出身者は、16年度が、志願者14名(20.29%)、入学者8名(24.24%)、17年度が、志願者18名(26.47%)、入学者16名(38.10%)であり、この3年間で平均すれば、志願者は全体の約4分の1で、入学者は約3分の1といったところである。

しかし、法科大学院が定着するに伴って、法学研究科に志願する阪大出身者が減少傾向

にあるといわれている。

とくに、研究者養成コースを特別枠として設定していない状況では、上記のことも踏まえ、研究者養成のための特別の措置を講じることが重要な課題となっている。

平成17年9月5日、中央教育審議会が提出した答申『新時代の大学院教育 - 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて - 』によれば、人社系大学院の博士課程においては、「当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。」と指摘し、そのためには、「前期・後期を通じて一貫した体系的な教育課程を編成することが求められる。」と提言している。また、同答申は、大学院に求められる人材養成機能の一つに、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」を掲げており、そのためには、「これまで脆弱であった教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対する教育方法等の在り方を学ぶ教育を提供すること」が必要であり、「ティーチングアシスタント(TA)等の活動を通じて、授業の実施方法や教材等の作成に関する教育などを実施することが考えられる。」として、「確かな教育能力」の修得にも目を向ける重要性を指摘している。

2. 教育理念

法学研究科は、大学院教育の基本理念を以下のように定めている。

【資料 -2】

大阪大学大学院法学研究科では、「現代科学の社会的基礎を成す、法政にかかわる賢慮（prudence）の追求」を、大学院教育の基本理念としています。

これは、学部レベルまでに学んできたことを単に拡張すること、従来の政治・経済・社会の慣行の延長線上での即戦力となること、あるいはいたずらに先端的な課題を追い求めることとは全く違います。

むしろ、法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代法や公共政策に関する考察を加え、日本や世界の社会が今後有すべき諸秩序の構想に貢献できる人材を育成しようとすることを意味しています。

その際に、情報技術を中心とした科学技術の発展が今後の社会のあり方に大きな影響を持つであろうことに鑑み、新しいテクノロジーに対して法や政治がいかに向き合うかについて考えることに、高いウェイトを置きます。

すなわち、法学研究科は、新しい時代の鼓動につねに耳を傾け、「現実を忘れない柔軟さと、現実に流されない強靭さを持った思考ができる、21世紀の高度専門職業人」を育成しようとしています。

（大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site）

3. カリキュラム

博士前期課程には「比較法政プログラム」と「公共法政プログラム」という2つのプログラムがあり、以下のように区分している。

比較法政プログラム	公共法政プログラム
<p>「比較法政プログラム」は、法学や政治学の伝統的な学問体系、学問的な蓄積をふまえ、未来に開かれたより専門的な知識を身につけるために、基本的な諸科目をより集中的かつ専門的に学ぶプログラムです。このプログラムで学んでもらいたいのは、たとえば次のような人です。</p> <p>学部で法学や政治学を勉強して、これらの学問分野に興味がわいてきたので、将来のためにもう少し詳しく学び、専門知識を深めたいと思っている人</p> <p>これまで法や政治に関係のある勉強をしてきたが、法学や政治学を系統的に勉強する機会がなかったので、もう一度これらの学問をきちんと学びながら、自分の知識を整理し直してみたいと考えている人</p> <p>(大阪大学大学院法学研究科・法学部 Web-Site)</p> <p>【資料 -3】</p>	<p>「公共法政プログラム」が目指すのは、ガバナンスのさまざまな領域におけるプロフェッショナルの養成です。このプログラムで学んでもらいたいのは、たとえば次のような人です。</p> <p>将来、自治体やNPOで働きたいと思っている人、または、現に働いている人</p> <p>民間企業に就職するつもりだが、その前に、十分な専門性を身につけたいと思っている人、または、現に民間企業で働いている人</p> <p>国際機関やNGOなど、海外に活躍の舞台を求めたいと思っている人</p> <p>このプログラムが考える「公共」の内容は、決していわゆる「官」の世界に尽きるものではありません。新しい時代が求める「公」と「私」のインターフェイスやパートナーシップの姿を具体的な問題に取り組むなかで明らかにしていくこと。これこそが、このプログラムの目指すものなのです。</p>

また、両プログラムとも「実定法」・「基礎法」・「政治学」という3つの専攻分野に分かれており、入学希望者は応募の段階で志望するプログラムと専攻分野を選択することになっている。

修学に際しては、主に自ら選択したプログラムと専攻分野から科目履修を行うが、他のプログラムや専攻分野、及び他の研究科で開講している科目についても、一定数まで履修することができる。

例えば、比較法政プログラムでは、主として「憲法」・「民法」・「法理学」といった、従来

慣れ親しんできた名前や内容に近い諸科目が配置されており、文献講読などを中心に、少人数でディスカッションすることを通じて専門分野を学んでいく（演習方式科目）。他方、公共法政プログラムには、「公私共働論」・「市民社会・公共圏論」といった、今日的でディシプリン横断的な諸科目が配置されている。このプログラムでは、具体的なテーマを取り上げて分野横断的に検討を加え、ディスカッションすることを通じて専門知識を深める（テーマ研究方式科目）（『法学研究科ガイドブック』）ことになっている。

3-1. 指導体制と履修状況

前期課程では、担任教員制を採用しており、教務委員会が、入学者の志望プログラムと専攻分野（実定法・基礎法・政治学）の選択を踏まえて、関心あるテーマに近い法学研究科の専任教員を、担任教員として指名している。担任教員の任務は、院生の「修学環境をコーディネートすること」にある。例えば、「どの教員の研究指導を受けたらよいか助言したり、相応しい教員に論文審査委員を依頼したり、奨学金申請に際し推薦書を書いたり」することなどであって、必ずしも直接指導に当たるわけではない。

この担任教員制度のもとで、平成18年度前期課程の履修状況は、以下のとおりである。ただし、5名以上の履修登録者の科目に限定し、多い順に表示している。

科目	人数	科目	人数	科目	人数
総合演習(法制度と企業活動)	19	総合演習(環境リスクと法)	10	総合演習(中小企業再生)	7
公法の基礎	18	政治史	10	民事紛争処理論	6
訴訟法の基礎	15	社会保障法	10	地方行政論	6
総合演習(企業法務)	15	総合演習(アジアにおける金融サービス)	9	法理学	6
私法の基礎	15	民法3	8	商法2	6
商法1	13	情報法	8	雇用関係法	6
法政情報処理	13	環境法	8	行政法1	6
総合演習(国際金融法)	13	日本法史	8	ヨーロッパ法	6
総合演習(地方自治)	13	公私協働論	8	法政策学	6
企業統治と法	12	政策科学概論	8	行政法2	5
裁判外紛争処理法	12	民事訴訟法	7	総合演習(定性的研究の理論と方法)	5
知的財産法	12	知的財産経営	7	税法	5
自治体法政策論	11	労働法1	7	法社会学	5
総合演習(現代企業と労働社会保険法制)	10	統治論	7	行政責任論	5
民法2	10	裁判学	7		

上記の履修状況から、留学生や他学部出身者などを対象とした法律の基礎科目、企業関

係法科目、金融法関係科目、裁判及び紛争処理法科目、自治体関係科目、労働・雇用関係法科目、環境・情報・知財関係法科目、基礎法関係科目などに関心が高いようである。

3-2. 修論テーマの一覧

平成18年度博士前期課程修了者37名の修士論文題名の一覧は、別添資料 -1 に掲げている。

3-3. 学位の授与状況

博士前期課程2年次の在籍者と修了者は、以下のとおりである。

年度	2年次在籍者	修了者	退学者	休学者	授与率
H16	57	46	5	22	153%
H17	44	42	3	8	127%
H18	44	37	1	1	88%

後期課程3年次の在籍者と修了者は、以下のとおりである。

年度	3年次在籍者	修了者	退学者	休学者	授与率
H16	29	9	7	7	60%
H17	25	6	6	4	40%
H18	26	4	3	7	25%

なお、授与率は、在籍者数から退学者数と休学者数を引き算した人数で、修了者数を割り算した比率である。

4. 進路・就職

平成17年度(18年3月修了)博士前期課程修了者の就職(内定)状況調によれば、以下のとおりである。

	修了者数			進学者数 (後期課程)			就職(内定) 者数			就職(内定)者数の内訳						その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	企業			官公庁			男	女	計
	22	16	38	3	3	6	10	6	16	7	5	12	3	1	4	9	7	16
留学生	3	3	6		2	2	2	1	3	2	1	3				1		1

留学生は内数

博士前期課程修了者38名中、後期課程への進学者が6名、企業への就職者が12名、官公庁への就職者が4名となっている。

5. 問題点及び課題

法学研究科教育の当面の基本的な問題点及び課題は、以下の事項である。

【博士前期課程】

定員35名を一定の水準の基に充足することが非常に困難になっている。法学研究科への志願者を増加させるために必要な方策について検討すること。

上記のこととも関連して、現行の入試制度やカリキュラムが志願者の動向や意向に応えるものになっているかについて検討すること。

【後期課程】

課程博士の学位の授与率が、平均して、約25%であり、この比率を高めることが重要な課題となっている。後期課程に入学した学生が3年間で課程博士の学位を取得するために必要なプログラムと、またその課題に組織的に取り組む態勢を構築する方策を検討すること。

他方で、現状では、課程博士号を取得した学生の就職が確実に保障されているわけではない。この状況に対応するために、どのような方策があるかを検討すること。

とくに実定法分野の研究者の養成を、法科大学院との連携のもとで、今後どのように進めていくかについて検討すること。

．国際交流

現在、法学研究科の国際交流事業は大別して4つの地域を対象としている。ヨーロッパ、東アジア、北米、東アフリカである。それぞれの地域を対象とした交流事業は、なお相互に十分有機的に結びついているとはいえない。しかも、他の多くの日本の法学系教育機関においてと同様、本研究科でも、多くの教員はヨーロッパとの交流、多くの日本人学生は北米との交流を期待しているのに対し、留学生のほとんどは東アジアから来ているという不均衡な状況がある。現在、本研究科では、この状況を踏まえつつも、全体として調和のとれた国際交流を進めていくことを課題と考え、努力を続けている。

1 ヨーロッパとの交流

日本の法律学が主にヨーロッパ法の継受を基礎として発展してきたことから、どの大学でも、それぞれの分野でヨーロッパの各大学との交流が活発に行われている。本研究科の特徴は、フランスとの交流を積極的に行っていることである。平成13年のパリ第1大学に続き、平成17年にはトゥールーズ第1大学と交流協定を結んだ。学部の「特別講義（フランス法）」を、同大学をはじめ、フランスの各大学から講師を招いて、毎年開講している。

加えて、大阪大学が平成17年にオランダのグローニンゲン大学に海外拠点を置いてから、同大学法学部との交流が急速に活発化した。一般にオランダの大学は国際的であり、また英語によるコミュニケーションが容易なことから、EU全体との交流の窓口として大きな期待が寄せられている。特にグローニンゲン大学は、オランダの中心から離れていることもあって、海外の大学との交流に積極的である。日本に対する関心も大きく、平成13年に日本研究センターを創設し、日本との交流を積極的に進めようとしている。

現在、グローニンゲン大学から多くの研究者が本研究科を訪れている。平成18年10月に「グローニンゲン大学との学術交流セミナー」が中之島センターで開催された際、グローニンゲン側の代表団の一員として来日した同大学のフェルスタッペン法学部長が本研究科を訪問し、今後の交流のあり方について本研究科執行部と懇談した。また、後述する法政実務連携センターの外国人研究員として、ファン・デン・ベルグ助教授が平成18年12月末から1か月あまり滞在し、研究に従事した。今後も、この大学との交流が本研究科のEUとの組織的交流の中心的位置を占めると予想される。

グローニンゲン大学は学部学生の交換留学に関して意欲的である。大阪大学法学部から同大学に行く学生の数はまだ少ないが（平成18年度に最初の学部学生が国際法を学ぶために法学部から留学した）、平成18年度、初めての試みとして、文系各学部と協力して夏期に学部学生を同大学に派遣し、研修に参加させた（1年生4名、4年生1名の計5名が参加）。今後は短期研修向けの独自のプログラムが開発される予定である。また、同大学の学部学生を大阪大学に派遣することに強い関心をもっている。後述するように、本研究科としてもこれに対する対応を検討する必要がある。

ヨーロッパとそれ以外の交流について触れておく。本研究科では、平成14年から平成17年にかけて、「市民生活基盤」に注目した日米欧比較研究プロジェクトを実施し、科学研究費補助金を活用するとともに、法学会の協力をも得て、ヨーロッパの研究者による講演会やスタッフセミナーなどを数多く実施した（最終年度の平成17年度にはEU関係で13のスタッフセミナーが開催された）。

また平成17年より、大阪大学は、神戸大学、関西学院大学とともにコンソーシアム（EUIインスティテュート関西、EUIJ）を作り、EUに関心をもつ学生が3大学のEU関連科目を履修できる単位互換制度を設けたり、EU関連のセミナーを開催したりするなど、EUについての学習を支援するさまざまな事業をしている。大阪大学の窓口は国際公共政策研究科に置かれているが、本研究科でもかなりの数の科目を提供している。残念ながら、いまだ学生の関心はそれほど高いとはいえない（平成17年度は、1名の法学部生が神戸大学で2科目を受講したにとどまる）。

2 東アジア諸国との交流

中国は現代世界において最も動きが激しく、注目されている国であり、指導的な大学との交流を通じてこの国との学術的な絆を強めていくことは、現在日本の大学に課せられた社会的使命である。こうした認識に基づき、法学研究科では、中国の高等教育機関との交流を積極的に進めている。これまで平成9年に復旦大学、平成13年に清華大学法学院、平成16年に華東政法学院と交流協定を結んでいるが、最近ではこのうち上海の華東政法学院との交流がとりわけ活発化しており、本研究科の教員が同学院を訪れて講義をしたり（平成17年度は法学研究科・高等司法研究科の2名の教員が同学院で会社法の講義を行った）、同学院の教授を招聘して講義を依頼したりするなど、セミナーや講義の共同実施という形で交流を活発に続けている。

現在、法学部・法学研究科ともに多くの中国人留学生を受け入れている（例えば、学部留学生30名のうち、13名が中国からの留学生である）。留学生の出身国が一国に偏るのは本来好ましいことではなく、英語圏からもより多くの留学生を集めるために、平成17年度には英語による入学案内を作成した（平成18年5月現在、英語圏からの学部留学生は4名）。しかし、今後とも中国人留学生は大きな比重を占め続けると考えられ、できるだけ優秀な中国人留学生を安定的に受け入れるために、彼ら・彼女たちの教育ニーズを把握することが必要となっている。

同時に、卒業・修了後の留学生の進路を把握し、アラムナイを組織するための情報収集に着手している。平成18年7月現在、学務情報システム（平成10年から）等により把握できている留学生のうち、正規の学生として研究科に在籍した者19名、学部に在籍した者32名が把握できている。今後は、学籍簿等によりそれ以前に遡って調査し、学部卒業生・研究科修了者について情報を蓄積していく予定である。これは、法学研究科についての最新の情報を提供するなど、留学生に対するフォローアップのために必要であり、また、出身地域の教育事情についての情報を収集するためにも有効である。

現在は中国に留学する日本人学生はほとんどいないが、今後は日本人学生をできるだけ中国に送り出すことによって学生交流を双方向的なものに近づけていくことが期待される。語学上の問題もあり、学修や研究を目的として学生を長期間派遣することは難しいが、特に華東政法学院との間で、学部生の短期研修といった形での交流を検討している。

法学部生の中国語への関心は概して高い。現在、第二外国語として中国語を履修している学生の数は20名程度であるが（平成14年度 20名、15年度 26名、16年度 21名、17年度 20名、18年度 18名）、中国語担当教員の数に限られているために、中国語の学習を希望したにも関わらず、許可されなかった学生が相当数いる。平成19年度から全学共通教育の新しいカリキュラムが導入される（第二外国語の授業時間数を減らし、その分を関連する国際教養科目に当てる）のに伴い、この問題は基本的に解決される予定である。

もちろん、中国以外の東アジア諸国との交流も重要である。特に韓国との交流を積極的に進める必要がある。法学研究科では、韓国人の専任教授が比較政治の授業を担当しているほか、昭和63年に釜山大学校、平成7年に嶺南大学校と交流協定を結び、法政実務連携センターの外国人研究員として研究者を招聘し、講義を依頼するなどしてきた。最近は、首都ソウルにも交流の拠点をもつため、建国大学校と交流を進めている。

華東政法学院及び建国大学校との連携を強化することによって、将来、本研究科は、日本法と関係が深く、しかも北米でも関心の高い東アジアの法について、英語で教育・研究を行うセンターとなりうる可能性がある。こうしたセンターができれば、日本人教員や留学生のもつ知識や情報が活用されるとともに、英語圏への貢献を通じて、日本の大学の国際的評価を上げるのに寄与するであろう。北米への留学を希望する日本人学生も、北米に行く前に、日本法や東アジア法についての知識を英語で表現する技術を学ぶことができ、得るところが大きい。

こうした考えに立ち、東アジア法センターとしての機能を果たすことができるような方向へと、既存の法政実務連携センターを改組することを検討しており、そのための外部資金の導入を試みている。

3 北米との交流（英語による教育）

北米との交流は、現在教員の中に北米の法を専門とする者が多くないため、それほど活発であるとはいえないが、ブリティッシュ・コロンビア大学（1984年に交流協定を締結）、マギル大学（1987年に交流協定を締結）をはじめとするカナダの大学との交流は、比較的盛んである。本研究科OBでトロント大学ロースクール出身のマーティン弁護士には、外部評価委員を委嘱するとともに、毎年講義を依頼している。また、平成18年度に大学間交流協定に基づく長期の留学生として海外に送り出した学部生7名のうち、4名がカナダの大学（ブリティッシュ・コロンビア大学2名、他にマギル大学、マクマスター大学）を選んでいる。アメリカ合衆国については、シアトルのワシントン大学との交流が目を引く。平成16年度から高等司法研究科と合同で夏期に同大学等で大学院生の短期研修（サマー・プログラム）を実施しており、好評を博している。

大阪大学では、全学的に英語による授業提供が奨励されている。特に、既述のように、グローニンゲン大学から短期の留学生を受け入れるため、一定数の科目を英語で提供する必要性が生じている。現在、全学的な短期留学のプログラムとしてOUSSEPがあるが、これは内容が多様であり、日本や東アジアの法と政治について学ぶことを希望する学生の期待に十分答えているとはいえない。

そこで、法学や政治学を専攻する短期の留学生向けに、法学研究科独自で（あるいは国際公共政策研究科と協力して）英語による法学教育プログラムを開発することが必要になっている。教育内容としては、日本法及び東アジア法、それと深い関わりをもつ公共政策及び東アジアの国際関係などが考えられる。プログラム運営の中核には、コーディネーターとして、北米水準の教育を英語でできる人材が配置されることが望ましい。大阪大学ではFDの一環として、毎年専門家を招いて英語による教育のためのセミナーを実施しており、法学研究科もこれに参加している（過去に瀬戸山講師、高橋助手が参加）。

上記のようなプログラムには、他の役割も期待することができる。たとえば、それは法曹とは別の適性をもつ学生の目を海外に向け、より広い視野のなかで進路について考えさせるのに役立つ。同時に、長期留学のための準備コースとしても、短期研修の事前教育・

フォローアップとしても活用することができる。日本語力の不足のために卒業に必要な単位を揃えるのに苦労している国費留学生の負担を軽減するためにも有用である。

このようなプログラムは、現在ではなお構想の段階にとどまっている。平成19年度において、英語での開講を予定している科目は、マーティン氏による「外国語文献研究」と「特別講義(日加比較法)」、瀬戸山講師による「特別講義(日本の法・政治制度と法・政治文化)」である。これらはいずれも2単位であるから、学部科目6単位分が英語で開講されることになる。

もとよりこれだけでは英語圏から学生を受け入れるには不十分である。科目数の不足を解消する方法のひとつは、新学科を共同で運営する国際公共政策研究科の協力をあおぐことがある。これによって、主として国際法関係の科目を英語で開講することが可能になる。同研究科にはネイティブも含めて政治関係の授業を英語で行うことのできる教員が多いが、現在のところ政治系の科目に対してはそれほど顕著な需要が認められない。

加えて、同じ関心をもつ大学同士で、英語による授業(法学部専門教育科目に限る)を相互に開放するという方法もあり、現在これについて検討を進めている。特に8月の集中講義期間に開講される科目は、単位互換が実現すれば、直接出向いて履修することが可能になる。それ以外のものも、テレビ会議などを利用すれば、受講が可能になるであろう。このような単位互換による英語による教育科目の活用が軌道にのれば、協力の輪を広げることによってメニューを充実させ、コンソーシアムによる独立のプログラムとすることができる。さらにそれを、日本法についての英語教材作成プロジェクトと結びつけていけば、法学部の国際化にとってさらに明るい展望が開かれるであろう。

4 東アフリカ諸国に対する国際協力

本研究科は、独立行政法人国際協力機構の委託により、平成14年度より5年間、茨木市の協力を得て、タンザニア地方政府改革支援プログラムを実施した。毎年東アフリカ・タンザニアの各州及び県の行政長官をはじめとする指導的な地方行政官等10数名を日本に招き、国際協力機構の大阪国際センターを拠点として、日本の地方自治・税財政や行政管理(人事・職員研修・行政評価)について学んでもらう研修プログラムである。この研修は、今後の日本の国際極力のあり方を先取りするものとして国際協力機構の内部でも高く評価されており、これを東アフリカ全体に拡大して地域別研修に格上げすることも検討されている。

この研修は、法と政治の領域における日本の過去と現在について発信し、途上国の開発に役立てると同時に先進国の日本理解をも深めるという、これからの大学法学部が担うべき役割についてひとつのモデルを提供するものであり、また、本研究科は、その窓口となったことにより、研究者と官公庁、各種団体などの間でのコラボレーションをアレンジするという、これからの大学に期待される役割について、経験を積むことができた。その意味で、本研究科の社会貢献において貴重な経験となった。

今後は、この経験を教育研究に活かすことが重要である。既に「外国語文献研究」の授業において研修で使った文献を読み、あるいは東アフリカについて紹介するなどして、この研修を教育に活かすことを試みているが、国際協力一般についての学生の関心は非常に高いので、国際公共政策学科の新設を機に、この分野を講義科目に組み込むことも検討する必要がある。

さらに今後は、東アフリカの大学との協力を通じて、この経験を研究に活かしていくこ

とを考えている。本研究科は、平成19年3月より、タンザニアのダル・エス・サラーム大学から客員研究員を受け入れることになっており、この研究員を窓口として、共同研究を実施することを予定している。とくに、国際協力機構と協力しつつ、日本のローカル・ガバナンスを伝えるための英文の教材開発を共同で実施したいと考えている。

平成19年2月、大阪大学は国際協力機構の緒方貞子理事長を大阪中之島センターに招き、同機構と包括的な連携協力協定を締結した。今後、大阪大学は大阪外国語大学との統合に伴って発足するグローバル・コラボレーション・センター（略称GLOCOL）を窓口として国際協力機構との共同事業を進めることになるが、本研究科はこれに先駆けて協力の実績を作っていることから、GLOCOLの活動に積極的に寄与することを期待されている。

5 研究についての発信と国際交流室の設置

研究面の国際交流の基本は人的な交流である。若手教員が在外研究に出ることを研究科として後押しするために、現在、本研究科では若手教員が在外研究に出ることを容易にするための基準を策定している。既に本研究科は10年ほど前に50周年記念事業の一環として教員による長期の在外研究を支援する制度を設けており、両者を組み合わせることで、若手教員による研究交流を促進できると考えている。

また、平成15年度から、本研究科附属の法政実務連携センターには外国人研究員の枠（1名）が設けられた。このうち、4月から8月までに招聘する研究員については、教育の観点から人選がなされており、研究面での交流についてはやや制約があるが（平成18年度はカナダのマーティン弁護士を採用した。平成19年度は4～7月に韓国嶺南大学校の朴洪圭教授を、8月にマーティン弁護士を採用する予定である）、9月以降に招聘する研究員については、研究面の交流を主として考えることになっている（平成18年度はフランス1、オランダ1、ドイツ2の計4名の研究者が本研究科に滞在して本研究科の教員と交流した）。

大阪大学には1952年に創刊された欧文紀要Osaka University Law Reviewがあるが、大学評価基準の国際化に伴い、これを海外でも評価される水準の刊行物にする必要が出てきた。それには、内容の充実とともに（外国人研究員及び長期在外研究に出た研究者に寄稿を義務づけるなど）、掲載する英語論文の編集を海外に発注するなどして、刊行物としての信頼度を増す必要がある。これについて、現在検討を進めている。

これまで本研究科の国際交流事業は多彩ではあるがばらばらに行われてきており、ノウハウの蓄積も個別的で、相互の連携が弱かった。また、各教員の自発的な努力に頼っているところが大きく、サポート体制も十分ではなかった。個別の事業を有機的に結合し、全体として法学研究科の教育・研究を活性化する方向に働かせるために、平成19年度から高等司法研究科と合同で国際交流室を発足させることになった。

この室は、中核となる室員（室長、両研究科の国際交流委員、留学生担当講師）に、各地域の交流に関心をもつ教員及び事務職員（庶務、会計、教務）が随時加わる形で構成され、法政実務連携センター、情報マネジメント室と連携して、法学研究科が行う教育・研究・社会貢献のための各種事業を支えていく。将来、法政実務連携センターの拡大改組が実現したときには、これと連携していくものとなる。

・社会連携

法学研究科は教育・研究活動と並んで、種々の社会貢献活動を展開している。その核となるのは法学研究科の附属施設である法政実務連携センターである。

法政実務連携センターは、法学部・法学研究科が伝統としてきた実学重視のスタンスの延長上に、平成13年4月に法学研究科の附属施設として設置され、これまで法学部および法学研究科が進めてきた産業界、法曹界、地域社会および国際社会との連携を拡充・強化し、社会貢献の充実を図る基幹的組織となることを目的として活動している。

そのための組織体制として、センター長の他、教授1名、助教授2名の専任教員を配置し、外部からも客員教授/招へい教授3名を招いている。平成18年度の陣容は次のとおりである。

センター長（高等司法研究科教授）	青江秀史
教授	河田潤一
助教授	水島郁子
客員教授	齋藤 憲道
招へい教授	藤井 龍子
招へい教授	八代 尚宏

センターが核となって展開する各界との連携事業としては、産業界、法曹界、地域社会それぞれとの連携がある。

まず、産業界との連携としては、企業の法務戦略に関する教育・研究の推進、産学連携の公開講義、シンポジウム、セミナーの開催、企業との共同研究、企業からの委託研究の受け入れが挙げられる。最近の例では、次の催しがある。

法学研究科附属法政実務連携センター・高等司法研究科共催講演会

講師 細溝 清史 氏（金融庁審議官）

開催日時 平成19年1月9日（水）14:40～16:10

場所 共通教育管理講義棟B棟1階 B107講義室

テーマ 金融資本市場と金融商品取引法について

講師 鈴木 茂樹 氏（総務省総合通信基盤局事業政策課長）

開催日時 平成19年1月17日（水）13:00～14:30

場所 共通教育棟 A302

テーマ 電気通信市場における競争政策と産業の国際競争力

講師 望月 晴文 氏（資源エネルギー庁長官）

開催日時 平成19年1月18日（木）10:30～12:00

場所 法・経学部講義棟2階 3番教室

テーマ 国際エネルギー情勢と日本の戦略

また、法曹界との連携としては、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）による実務的諸

問題に関する教育・研究、高等司法研究科における法曹養成システムの支援、法曹三者との研究交流の実施を行っている。具体的には、法学部出身の実務法曹がオムニバスで担当する法学部科目「ロイヤリング」の実施、高等司法研究科における実務教育科目に係る法学部出身の実務法曹との連携協力等が挙げられる。

さらに、地域社会との連携としては、おおさか市町村職員研修研究センター、通称マッセ O S A K A（（財）大阪府市町村振興協会）との協力事業を過去5年にわたって継続している。具体的には、大学院前期課程の科目にマッセ O S A K A から推薦された市町村職員が科目等履修生として参加し、地方自治の喫緊の課題について教員、院生と議論し、解決策を探るというものであり、平成18年度は次の通り実施した。

第1回（11/7、火曜日）：「国から地方への税源移譲と個人住民税のあり方」

担当：谷口勢津夫教授 * マッセにおいて開催

第2回（11/24、金曜日）：「指定管理者制度について」

担当：村上武則教授 * 阪大（大会議室）

第3回（12/6、水曜日）：「行政と市民の協働の具体的あり方」

担当：大久保規子教授 * 阪大（大会議室）

第4回（12/20、水曜日）：「行政評価」

担当：曾我謙吾助教授 * 阪大（大会議室）

第5回（1/24、水曜日）：「公務員制度改革」

担当：上川龍之進助教授 * 阪大（大会議室）

第6回（2/6、火曜日）：「公共サービスの民営化」

担当：高橋明男教授 * マッセ

そのほか、JICA（国際協力機構）と協力して、タンザニア地方政府改革支援プログラムを過去4年間にわたって実施し、毎年、タンザニアから地方政府高官等を招いて一連の研究プログラムを行ってきた。

センターのもう1つの機能として、外国人研究者との学術交流も挙げられる。その1例として、ドイツ学術交流会（DAAD）の協力事業があり、平成17年度から2年間にわたって、ドイツ学術交流会から推薦されたドイツの現役裁判官を法学研究科助教授として任用し、法学部・法学研究科においてドイツ法・EU法の講義を担当してもらった傍ら、阪大に止まらない関西圏における日独学術交流をシンポジウムや研究会の形で行った。センターでは、これ以外にも、独自の外国人研究員の枠を使って、精力的にヨーロッパや北米から著名なあるいは新進気鋭の外国人研究者を招へいし、阪大さらには関西圏の研究者との学術交流を推進してきている。

そのほか、個々の教員レベルにおいては、各種の政府や地方公共団体の審議会等に参加して、政策提言、施策の実施、あるいは共同研究の実施を行っている。

管理運営体制

平成16年4月1日、国立大学の法人化にともなって、大学の管理運営が学長のリーダーシップのもとで、機動的・戦略的になされるいるか、そのような体制が確立されているか、などが重要視されることになった。これに従って、法学研究科でも同様の機動性・戦略性を重視した体制が整備されることになった。

新たに、副研究科長が2名設けられ、学務と管理運営を各々担当することにし、研究科長を委員長として正副研究科長以外に若干名の運営委員を構成メンバーとする運営委員会（いわゆる執行部）を設けた。また、運営委員会の下に、教務委員会、研究推進委員会、アドミッション委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、資料室運営委員会、計画委員会、人事委員会、外部連携委員会、自己評価委員会、広報委員会、財務ワーキンググループ、法規ワーキンググループ、建築ワーキンググループ及び安全衛生ワーキンググループを設置して、副研究科長又は運営委員が委員長を務めることを原則とした。各委員会は、その業務を定期的に報告する義務があり、必要な場合には、研究科長が運営委員会の協議に基づき、各委員会に指示を与えることができるようにした。

また、法学研究科と高等司法研究科は、所属教員が兼担であったり、相互の科目を分担するなど、教育研究活動において密接な関係にあることから、管理運営においても協力体制を敷いている。

具体的には、法学研究科と高等司法研究科は、運営委員会、各委員会の構成を基本的に同一とし、個々の委員会レベルでの相互の協力を容易にするとともに、毎月、合同運営委員会および合同執行部会議（両研究科の正副研究科長の会議）を開催して、両研究科に共通する問題の処理及び情報交換を行っている。

この3年間、法学研究科の管理運営体制は、各担当者が困難な中でもその責務を十分に遂行し、その役割を十分に果たすことによって、法学研究科に課せられた課題に応えることができるほど機能しているといえよう。

しかし、他方で、特定の教員にその負担を課すことになっており、その改善が必要であるととともに、教員全体で、情報を共有し、共通認識を得るようにする必要がある。

2 別添資料

【別添資料 1】 法学部（高校所在地別現役高校生参加者数）

都道府県	高校名	小計	高1	高2	高3
北海道	立命館慶祥	1	1		
青森	青森	1		1	
埼玉	城北埼玉	1			1
千葉	麗澤	1		1	
東京	日比谷	1			1
東京	中央大学(文京区)	1		1	
神奈川	平塚江南	1		1	
神奈川	横浜	1	1		
福井	高志	1		1	
岐阜	長良	1		1	
岐阜	恵那	1			1
静岡	清水東	1			1
静岡	静岡	1		1	
静岡	磐田南	2		2	
愛知	刈谷	1			1
愛知	豊田西	2		2	
愛知	東海	1		1	
愛知	南山	1		1	
愛知	滝	1	1		
三重	四日市	5		4	1
三重	津	8		4	4
三重	津西	2		1	1
三重	伊勢	5	3	1	1
三重	鈴鹿	1			1
三重	高田	2	1	1	
三重	三重	2	1	1	
滋賀	膳所	2		2	
滋賀	彦根東	1	1		
滋賀	光泉	1			1
京都	京都教育大学附属	4	3	1	
京都	鴨沂	2	1		1
京都	嵯峨野	1		1	
京都	東宇治	1			1
京都	加悦谷	1			1
京都	堀川	4		4	
京都	洛南	1		1	
京都	聖母学院	1			1

京都	平安女学院	2		2	
大阪	大阪教育大学附属天王寺	1			1
大阪	大阪教育大学附属池田	3	1	1	1
大阪	大阪教育大学附属平野	9		3	6
大阪	北野	4	1	3	
大阪	池田	2	1	1	
大阪	豊中	12	1	10	1
大阪	春日丘	2	2		
大阪	茨木	12	4	6	2
大阪	千里	1			1
大阪	三島	3		3	
大阪	大手前	4		3	1
大阪	四条畷	8	7		1
大阪	寝屋川	1			1
大阪	清水谷	1		1	
大阪	高津	21	13	6	2
大阪	天王寺	2		2	
大阪	生野	1		1	
大阪	三国丘	10	5	2	3
大阪	堺東	3	3		
大阪	岸和田	3		3	
大阪	槻の木	1		1	
大阪	プール学院	2		2	
大阪	履正社	1			1
大阪	明星	4	2	1	1
大阪	高槻	1		1	
大阪	四天王寺	12	4	7	1
大阪	聖母女学院	1	1		
大阪	関西大倉	1	1		
大阪	清風	3	1	2	
大阪	啓光学園	1		1	
大阪	清風南海	6		4	2
大阪	金蘭千里	3	1	1	1
大阪	清教学園	1		1	
大阪	飛翔館	2		2	
大阪	大阪桐蔭	1	1		
大阪	大阪学芸	3		3	
兵庫	神戸	6		5	1
兵庫	長田	3		2	1
兵庫	星稜	2		2	
兵庫	西宮(県立)	1			1
兵庫	宝塚	1		1	
兵庫	川西緑台	5		5	

兵庫	小野	5		5	
兵庫	姫路西	9	3	6	
兵庫	龍野	1		1	
兵庫	三田祥雲館	1	1		
兵庫	国際	2	1	1	
兵庫	六甲	2		2	
兵庫	神戸海星女子学院	3	1	1	1
兵庫	親和女子	2	1	1	
兵庫	滝川	1		1	
兵庫	須磨学園	4	2	2	
兵庫	小林聖心女子学院	2		1	1
兵庫	百合学院	2			2
兵庫	神戸女学院高等学部	2		1	1
兵庫	白綾	1		1	
奈良	奈良女子大学附属	1		1	
奈良	奈良	7	4	1	2
奈良	北大和	1			1
奈良	畝傍	3	1	2	
奈良	奈良学園	8	6		2
奈良	西大和学園	3		3	
和歌山	向陽	1		1	
和歌山	桐蔭	1		1	
和歌山	高野山	1	1		
和歌山	開智	1		1	
和歌山	和歌山信愛女子短期大学附属	1		1	
和歌山	智辯学園和歌山	2	1	1	
和歌山	近畿大学付属和歌山	1			1
鳥取	鳥取西	1		1	
鳥取	八頭	1		1	
鳥取	米子北	1			1
岡山	岡山朝日	1		1	
岡山	岡山操山	4	2	2	
岡山	倉敷青陵	1		1	
岡山	総社	1			1
岡山	岡山城東	2		1	1
岡山	金光学園	1			1
広島	広島大学附属	3	1		2
広島	広島大学附属福山	1			1
広島	尾道北	1			1
広島	福山誠之館	1		1	
広島	基町	1			1
広島	広島城北	1			1
山口	徳山	1		1	

山口	山口	1			1
山口	宇部フロンティア大学附属香川	1		1	
徳島	城東	5			5
徳島	城北	1		1	
徳島	城ノ内	2		2	
徳島	徳島北	1		1	
徳島	徳島文理	2		2	
香川	高松	2		1	1
香川	丸亀	2		1	1
香川	観音寺第一	1		1	
香川	香川県大手前高松	2		1	1
香川	香川誠陵	1	1		
愛媛	新居浜西	1		1	
愛媛	西条	1	1		
愛媛	松山東	2			2
高知	高知学芸	1			1
高知	土佐塾	2		2	
福岡	久留米	1		1	
長崎	長崎東	1			1
長崎	清峰	1			1
熊本	熊本	1		1	
熊本	八代	1		1	
大分	岩田	1	1		
鹿児島	池田学園池田	1			1
未記入・不明等		178	44	100	34
計		534	134	283	117

【別添資料 - 2】 平成18年度各専門科目履修者数一覧

学年等	授業(試験)科目名	担当教員	受講者数
法1・他	政治学概論	尹 景徹・上川龍之進	200
法1・他	法学概論	田中 宏治	222
法1	法政情報処理(火)	養老 真一	108
法1	法政情報処理(水)	養老 真一	65
法2・3・4・他	政治学原論	河田 潤一	195
法2・3・4・他	日本近代法史	中尾 敏充	199
法2・3・4・他	西洋法制史	三成 賢次	199
法2・3・4・他	日本政治史	瀧口 剛	186
法2・3・4	西洋政治思想史	竹中 浩	188
法2・3・4・他	憲法1	高田 篤	213
法2・3・4・他	行政法1	大久保規子	203
法2・3・4	行政法2	高橋 明男	194
法2・3・4	民法1	小杉 茂雄	239
法2・3・4・他	商法1	末永 敏和	213
法2・3・4・他	刑法1	安田 拓人	214
法2・3・4・他	国際法1	村上 正直	218
法2・3・4	法情報学	田中(規)・養老	82
法3・4・他	憲法2	高田 篤	163
法3・4	行政法3	高橋 明男	160
法3・4・他	行政法4	大久保規子	160
法3・4・他	地方自治法1	村上 武則	142
法3・4・他	税法1	谷口 勢津夫	91
法3・4・他	民法2	田中 宏治	229
法3・4・他	民法3	(佐々木典子)	158
法3・4・他	民法4	幡野 弘樹	111
法3・4・他	商法2	山下 眞弘	161
法3・4・他	民事訴訟法	池田 辰夫	150
法3・4・他	民事回収法2	藤本 利一	69
法3・4・他	刑法2	佐久間 修	165
法3・4	刑事訴訟法	松田 岳士	176
法3・4・他	国際法2	黒澤 満	59
法3・4・他	労働法	水島 郁子	175
法3・4・他	経済法	武田 邦宣	115
法3・4・他	国際経済法	川瀬 剛志	97
法3・4・他	知的財産法	茶園 成樹	133
法3・4・他	国際私法	長田 真里	43
法3・4	法理学	中山 竜一	80
法3・4・他	法社会学	福井 康太	164
法3・4	ローマ法	林 智良	39
法3・4・他	比較法文化論	三阪 佳弘	222
法3・4	アジア法論	(高見澤磨)	141
法3・4	ヨーロッパ法	キメスカンプ	18
法3・4	法医学	(的場梁次)	109
法3・4・他	比較政治	尹 景徹	112
法3・4・他	行政学	曾我 謙悟	80
法3・4・他	外交史	坂元 一哉	172

法3・4	西洋政治史	(津田由美子)	136
法3・4・他	日本政治思想史	米原 謙	91
法3・4	政治過程論	上川龍之進	53
法3・4・他	地方行政論	曾我 謙悟	120
法・3・4	法政計量論1	田中規久雄	6
法3・4	外国語文献研究1	重井輝忠	3
法3・4	外国語文献研究1・2	キメスカンプ	23
法3・4	外国語文献研究1・2	竹中浩	15
法3・4	外国語文献研究1・2	クレイグ・マーティン	20
法3・4・他	特別講義(環境法)	大久保規子	74
法3・4	特別講義(情報法)	鈴木 秀美	52
法3・4	特別講義(手形法)	山下 典孝	98
法3・4	特別講義(裁判学)	仁木 恒夫	38
法3・4・他	特別講義(犯罪者処遇法)	水谷 規男	110
法4・他・院生	特別講義(国際取引法) 国際取引法・同特殊講義	野村 美明	14
法3・4・他・院生	特別講義・総合演習 (国際契約法)	(黄 勅霆)	30
法3・4・他	特別講義(知的財産の潮流)	青江秀史	149
法3・4	特別講義(カナダ法)	クレイグ・マーティン	36
法3・4・他	特別講義(ドイツ法)	キメスカンプ	21
法3・4・他	特別講義(ロイヤリング)	(法曹実務者)	143
法3・4・他	特別講義(国際金融)	野村美明	12
法3・4・他	特別講義(アジアにおける 金融サービス)	野村美明	23
法3・4・他	特別講義(日本の法・政治 制度と法・政治文化)	瀬戸山晃一	14
留学生	日本の法制度	瀬戸山晃一	9

【別添資料 - 3】 平成18年度演習登録者数一覧

担当教員(専門)	受講者数
松川(民法)	20
村上(行政法)	20
山下(眞)(商法)	20
尹(比較政治)	20
大久保(行政法)	19
坂元(国際政治)	17
吉本(商法)	15
松本(憲法)	14
河田(政治学)	13
高田(憲法)	12
池田・仁木 (民事訴訟法)	11

担当教員(専門)	受講者数
佐久間・重井(刑法)	11
高橋(行政法)	11
安田(刑法)	11
青江(知的財産法)	9
幡野(民法)	9
松田(刑事訴訟法)	9
曾我(行政学)	9
黒澤・村上(国際法)	8
中山(法理学)	8
瀧口(政治史)	4
福井(法社会学)	4

担当教員(専門)	受講者数
谷口(税法)	3
水島(労働法)	3
上川((政治過程論)	2
小嶋(労働法)	2
田中(民法)	2
中尾(日本近代法史)	1
長田(国際私法・ 国際民事訴訟法)	1
三阪(比較法文化論)	1
養老(法情報学)	1
34の演習が開講	合計290

【別添資料 - 4】 法学部卒業生就職先一覧

平成17年度就職先一覧			平成16年度就職先一覧			平成15年度就職先一覧		
業種	企業名	人数	業種	企業名	人数	業種	企業名	人数
製造業	NOK	1	製造業	日本製粉	1	製造業	キリンビール	1
合計	アステラス製薬	1	合計	森永乳業	1	合計	住友化学工業	1
17名	コニカミノルタ	1	23名	伊藤忠建材	1	11名	萬有製薬	1
	ジョンソン&ジョンソン	1		大塚製薬	1		三基鋼業	1
	トヨタ自動車	2		トヨタ自動車	1		トヨタ自動車	1
	三菱電機	1		三菱電機	1		日本IBM	1
	松下電器産業	1		松下電器産業	1		松下電器産業	1
	神戸製鋼所	1		カネカ	1		東芝	1
	川崎重工業	2		昭和電工	1		三菱重工業	3
	村田製作所	1		ダイセル化学工業	1			
	東芝	1		日本リーバ	1			
	日亜化学工業	1		コスモ石油	1			
	日立製作所	1		新日鉄H・D	1			
	富士通	1		富士通	1			
	富士電機機器制御	1		住友金属工業	1			
				淀川製鋼所	1			
				三井金属	1			
				トリフ鋼機	1			
				ダイキン工業	1			
				日立グローバルストレージテクノロジーズ	1			
				JFEスチール	1			
				本田技研工業	1			
				三菱重工業	1			
電気・ガス	関西電力	1	電気・ガス	関西電力	2	電気ガス	関西電力	1
合計3名	中部電力	1	合計		1	合計	中部電力	1
	東京電力	1	3名	九州電力		3名	大阪ガス	1
情報・通信	NTTコミュニケーションズ	1	運輸通信	JR西日本	2	運輸・通信	JR西日本	1
合計11名	NTT西日本	1	合計7名	阪神電気鉄道	2	合計6名	NTTコミュニケーションズ	1
	エム・アイ・ティ	1		NTTドコモ関西	1		NTT西日本	1
	コナミ	1		上組	1		上組	1
	システムプロ	1		三菱倉庫	1		JR九州	1
	シティコム	1					日立物流	1
	ソフトバンクBB	1						
	テレビ静岡	1						
	共同通信社	1						
	朝日放送	1						
	任天堂	1						
運輸	JR四国	1						
合計9名	JR西日本	1						
	JR東海	1						
	阪神電鉄	1						
	住友倉庫	1						

	川崎汽船	1						
	東タイ	1						
	日本航空	1						
	日本郵船	1						
卸売・小売	伊勢丹	1	卸売・小売	高島屋	1	卸売・小売	伊藤忠商事	1
合計6名	羽柳	1	合計4名	三菱商事	1	合計5名	三井物産	1
	丸紅	1		丸紅	1		丸紅	1
	三井物産	2		住友商事	1		住友商事	2
	住友商事	1						
金融・保険	みずほFG	5	金融・保険	みずほコーポレート銀行	1	金融・保険	みずほファイナンシャルグループ	1
合計19名	三井住友銀行	4	合計22名	三井住友銀行	5	合計17名	三井住友銀行	2
	三菱東京UFJ銀行	3		東京三菱銀行	2		UFJ信託銀行	1
	住友信託銀行	2		UFJ銀行	1		住友信託銀行	1
	国民生活金融公庫	1		三井トラストFG	1		日本銀行	1
	小林洋行	1		南都銀行	1		関西銀行	1
	中国銀行	1		広島銀行	1		泉州銀行	1
	日本生命保険	1		日本生命	2		日本生命	1
	農林中央金庫	1		山口銀行	1		入や萬成証券	2
				播州信用金庫	1		住友生命	1
				新光証券	1		損保ジャパン	1
				野村證券	2		第一生命	1
				光陽とらスト	1		JAバンク大阪信連	1
				明治安田生命	1		オリックス	1
				三井住友海上火災	1		三井住友海上火災	1
サービス業	日成アドバンス	1	サービス業	サンウッド	1	サービス業	すかいらーく	1
その他	大阪星光学院高校	1	その他	駿台予備校事務職	1	その他	サイゼリヤ	1
合計13名	JAきしわだ	1	合計14名	日本郵政公社	1	合計10名	大阪日々新聞	1
	アクセントチュウア	1		日本原子力研究所	1		山本秀策特許事務所	1
	アサソーディケー	1		レジャコン	1		富士通テン	1
	クリークアンドリバー	1		国際協力機構	2		リクルート	1
	京都新聞	1		ニッソーサービス	1			
	司法書士法人 リーガルフロンティア	1		ニッセー情報テクノロジー	1		ニッセー情報テクノロジー	1
	電通	1		ソフトバンク			電通	2
	読売新聞	1		読売新聞社	1		読売新聞	1
	日本経済新聞社	1		愛媛新聞社	1			
	日立システムアンドサービス	1		講談社	1			
	有斐閣	1		富士興業	1			
官公庁等	司法研修所	4	官公庁等	衆議院法制局	1	官公庁等	厚生労働省	1
合計27名	外務省	1	合計37名	人事院	1	合計34名	社会保険庁	1
	法務省	1		防衛施設庁	1			
	大阪国税局	1		九州地方農政局	1		大阪国税局	2
	金沢国税局	1		大阪大学事務職	1		東京国税局	2
	財務省近畿財務局	1		近畿財務局	1		大阪地方裁判所	1
	福岡地方検察庁	1		大津地方裁判所	1		大津地方裁判所	1
	岡山地方裁判所	1		京都地方裁判所	1		京都地方裁判所	1

	和歌山地方裁判所	1		和歌山地方裁判所	1		和歌山地方裁判所	1
	福岡警察	1		大阪府警	1		岐阜地方裁判所	1
	大阪府庁	1		大阪府庁	3		大阪府庁	3
	東京都庁	1		香川県庁	1		兵庫県庁	2
	徳島県庁	1		大津市役所	1		石川県庁	1
	愛知県庁	1		鹿児島市役所	1		岡山県庁	1
	宮崎県庁	1		宿毛市役所	1		三重県庁	1
	山口県庁	1		寝屋川市役所	1		大阪市役所	4
	京都市役所	1		広島市役所	1		芦屋市役所	1
	堺市役所	1		豊中市立学校事務職	1		豊中市役所	1
	箕面市役所	1		山口県立学校事務職	1		門真市役所	1
	高槻市役所	1		山口労働局	1		大阪府警	1
	吹田市役所	1		和歌山労働局	1		地方職員共済組合	1
	志摩市役所	1		司法修習生	14		大垣市民病院	1
	京都大学	1					司法修習生	5
	その他	1						

企 業	合計	78 名
官公庁等	合計	27 名
進学者数	合計	60 名
その他 (司法試験 受験者等)	合計	68 名
合 計		233 名

企 業	合計	73 名
官公庁等	合計	37 名
進学者数	合計	56 名
その他 (司法試験 受験者等)	合計	148 名
合 計		314 名

企 業	合計	52 名
官公庁等		34 名
進学者数	合計	37 名
その他 (司法試験 受験者等)	合計	133 名
合 計		256 名

【別添資料 - 5】 法学部国際公共政策学科教育課程等の概要

教育課程等の概要															
(法学部国際公共政策学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専 門 教 育 科 目	入門概説系	法学の基礎（共通）	1	2											
		民法入門（共通）	1		2				1						
		憲法入門（共通）	1		2				1						
		政治学の基礎（共通）	1	2											
		国際関係論入門（共通）	1		2					1					
		ミクロ経済入門（共通）	1	2						1					
		マクロ経済入門（共通）	1		2					1					
		政策データ分析入門（共通）	2		2				1						
	国際公共政策（共通）	2	2					1	1						
	セミナー系	English Certificates	2・3・4	2					1	1					
		English Certificates	2・3・4		2				1	1					
		セミナー	1	2					4	2					
		セミナー	2	4					14	6	1				
		セミナー	3	4					14	6	1				
セミナー		4	4					14	6	1					
Project Seminar in English	2・3・4	2					3	3							
応用展開系	インターンシップ	3・4		2				1	1						
	ネゴシエーション	3・4		2				1							
	人間の安全保障	3・4		2					1						
	特別講義（NPO）	3・4		2				1							
	特別講義（地域統合）	3・4		2				1						隔年開講	
	特別講義（環境と開発）	3・4		2					1					隔年開講	
	特別講義（社会科学方法論）	3・4		2					1						
	特別講義（地域経済社会論）	3・4		2					1						
	特別講義（シティズンシップ論）	3・4		2					1						
法 学 系	憲法1（共通）	2		4											
	憲法2（共通）	3・4		4											
	行政法1（共通）	2		2											
	行政法2（共通）	2		2											
	行政法3（共通）	3・4		2											
	行政法4（共通）	3・4		2											
	民法1（共通）	2		4											
	民法2（共通）	3・4		4											
	商法1（共通）	2		2											
	商法2（共通）	3・4		4											
	経済法（共通）	3・4		2											
	労働法（共通）	3・4		4											
	社会保障法（共通）	3・4		2										隔年開講	
国際法1（共通）	3・4		2				1								

	国際法 2 (共通)	3・4	2					1							
	国際法 3 (共通)	3・4	2					1							
	国際私法 (共通)	3・4	2												
	国際経済法 (共通)	3・4	2												
	国際取引法 (共通)	3・4	2					1							
	国際環境法	3・4	2					1							
	国際人権法	3・4	2					1							
	国際開発法	3・4	2						1						
	特別講義 (現代家族の法と政策)	3・4	2					1							
	ヨーロッパ法 (共通)	3・4	2												
	アジア法論 (共通)	3・4	4												
	日本の法制度 (留学生対象)	1	2												
政治学系	政治学原論 (共通)	2	4												
	政治過程論 (共通)	3・4	4												
	西洋政治思想史 (共通)	2	4												
	日本政治思想史 (共通)	3・4	4					2							
	ヨーロッパ政治史 (共通)	3・4	4					1							
	アジア政治史 (共通)	3・4	4					1							
	日本政治史 (共通)	2	4												
	国際政治学 (共通)	3・4	4											隔年開講	
	外交史 (共通)	3・4	4											隔年開講	
	行政学 (共通)	3・4	4												
	地方行政論 (共通)	3・4	2												
	比較政治 (共通)	3・4	4												
		外交政策論	3・4	2						2					
		安全保障政策論	3・4	2					1	1					
		平和学	3・4	2						1					
		現代ヨーロッパ政治	3・4	2						1					
	国際行動論	3・4	2					1							
	国際機構論	3・4	2					1							
経済政策系	ミクロ経済学 (共通)	2	2						1						
	マクロ経済学 (共通)	2	2						1						
	ゲーム理論 (共通)	2	2						1						
	政策データ分析 (共通)	3・4	2					1							
	国際経済政策	3・4	2					1							
	国際貿易と投資	3・4	2					1							
	国際金融と開発	3・4	2					1							
	経済発展	3・4	2						1						
	公共経済学 (共通)	3・4	2					1							
	ヒューマン・キャピタル	3・4	2					1							
経済学部との共通科目	財政 (共通)	3・4	4												
	金融	3・4	4												
	エコノメトリックス	3・4	4												
	経済史 (共通)	3・4	4												

	日本経済史	3・4	4											
	日本経営史	3・4	4											
	<p>【選択必修】次の科目から任意の8単位を修得すること。</p> <p>入門概説系科目：民法入門、憲法入門、国際関係論入門、マクロ経済入門、政策データ分析入門</p> <p>法学系科目：行政法1、行政法2、国際法1、国際法2、国際法3</p> <p>政治学系科目：政治学原論、西洋政治思想史、日本政治史</p> <p>経済政策系科目：ミクロ経済学、マクロ経済学、政策データ分析</p>													
	小計(85科目)	-	22	202					-	21	14	1		
全学 共通 教育 科目	授業科目名は「共通教育(学部)」 に記載													
	小計(科目)	-							-					
	合計(科目)	-							-	21	14	1		
	学位又は称号	学士 (法学)	学位又は学科の分野				法学関係							
卒業要件及び履修方法									授業期間等					
卒業要件：所定の期間在学し、全学共通教育科目から42単位以上、専門教育科目から94単位以上、計136単位以上を修得した者。 履修方法：全学共通教育科目から42単位以上、専門教育科目から94単位を修得すること。									1学年の学期区分			2期		
									1学期の授業期間			15週		
									1時限の授業時間			90分		



2. 理念

国際性豊かな人材の育成
 複数社会科学の基礎修得
 総合的な知性を備えた人材の育成



国際社会・地域社会で活動し、
 貢献できる人材の輩出へ

3. 教育の特色

複数の社会科学分野における知的基礎の確立

法学・政治学・経済学

コミュニケーション能力としての語学力と表現力の養成

英語の講義、外国語文献講読、

外国語学習の奨励

教育環境の国際化

海外留学の支援、留学生の積極的な受入

4. カリキュラム

1年次

2年次

3・4年次

<p>法学の基礎 政治学の基礎 ミクロ経済学入門 セミナー1 など</p>	<p>憲法1 行政法1・2 民法1 商法1 政治学原論 国際関係論入門 マクロ経済学入門 政策データ分析入門 など</p>	<p>憲法2 行政法3・4 民法2 商法2 労働法 国際法1・2・3 経済法 国際経済法 政治過程論 行政学 比較政治 国際政治学 外交政策論 ミクロ経済学 マクロ経済学 国際経済政策 国際貿易と投資 経済発展 政策データ分析 インターンシップ ネゴシエーション など</p>
<p>全学共通教育</p>	<p>English Certificates II Project Seminar in English セミナーII、III及びIV</p>	
<p>全学共通科目</p>		

【別添資料 1】 平成18年度修士論文題目一覧

No	入学年月日	専攻	コース	論文題目	論文使用言語	指導教員
1	2004/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	フランス法における離婚後の親権	日本語	松川 正毅
2	2004/4/1	法学・政治学専攻	公共法政プログラム	公共の安全と秩序の法構造 - 社会技術の時代における法律による行政の原理 -	日本語	村上 武則
3	2004/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	刑法における相当因果関係に関する一考察	日本語	佐久間 修
4	2004/4/1	法学・政治学専攻	公共法政プログラム	期待への過剰適応による病理と法 - 過労自殺裁判例を題材として -	日本語	福井 康太
5	2004/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	日本における外国人の生存権保障 ～国内法と国際法の関係を中心に～	日本語	村上 正直
6	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	EUの拡大とトルコ加盟をめぐる諸問題	日本語	竹中 浩
7	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	廻船式目とその発祥の周辺 越前・若狭沿岸に伝わる史料を通して	日本語	中尾 敏充
8	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	「触法少年の施設処遇について - 少年院での処遇の是非 -」	日本語	重井 輝忠
9	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	電子商取引に関する国際裁判管轄権	日本語	長田 真里
10	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	過失の共同正犯について - ドイツの議論を中心に -	日本語	佐久間 修
11	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	著作権政策形成過程の研究 - 事例分析とゲーム理論分析を用いて -	日本語	曾我 謙悟
12	2005/4/1	法学・政治学専攻	比較法政プログラム	情報成果物の利用と不法行為 - 著作権との関係を中心に -	日本語	茶園 成樹

13	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	既遂結果発生 の危険の有無に 基づいた中止行 為の内容について	日本語	安田 拓人
14	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	佐藤政権と国連 中国代表権問題 - 「佐藤裁断」の 背景について	日本語	坂元 一哉
15	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	日台間の断交に ついての考察	日本語	尹 景徹
16	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	知的財産権侵害 物品の水際規制 のあり方に関する 米・日・韓の比 較法的研究 - 特許権を中心 に -	日本語	茶園 成樹
17	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	自民党初期政権 における改憲構 想の挫折	日本語	坂元 一哉
18	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	ドイツにおける 行政裁判所の統 制のあり方 - 統 制密度概念の理 解をめぐって -	日本語	高田 篤
19	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	「相続させる」 趣旨の遺言の法 的性質について - 遺贈、相続分 の指定、遺産分 割方法の指定 三 者関係の再考察	日本語	幡野 弘樹
20	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	商標品の真正性 に係るライセンス 条項の考察 - 商標の品質保 証機能との関係 を中心に -	日本語	茶園 成樹
21	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	国際私法におけ る消費者保護に 関する日欧比較	日本語	野村 美明
22	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	西安事件の歴史 的再考	日本語	尹 景徹
23	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	(主題)教育シス テムにおける二 重のサンクショ ンの一考察 (副題)情報公開 請求による大阪 府の体罰事案に かかる行政文書 を手がかりとし て	日本語	福井 康太
24	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	スポーツ界に対 する憲法の介入 とスポーツ選手 の移籍の自由に ついて	日本語	高田 篤
25	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	ストック・オプシ ョンの法的諸問 題	日本語	山下 眞弘

26	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	地方自治体における政策法務の研究	日本語	高橋 明男
27	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	敵対的企業買収におけるステークホル ダーの利益考慮	日本語	山下 眞弘
28	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	判例における因果関係の判断構造と 刑罰目的 最近の最高裁判例を素材 に	日本語	重井 輝忠
29	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	所得税法におけるみなし譲渡課税規定 の位置づけ	日本語	谷口 勢津 夫
30	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	芦田均における戦前と戦後	日本語	滝口 剛
31	2005/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	「カンザス州教育委員会のカリキュラム 決定問題－宗教右派の政策関与に関 する－考察」	日本語	河田 潤一
32	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	国際的間接保有証券に関する考察 - 抵触法的側面と実質法的側面 -	日本語	長田 真里
33	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	日本における集合債権譲渡担保制度 および中国に対して立法移植の可能 性	日本語	田中 宏治
34	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	中国における株主代表訴訟制度につ いて 日本法との比較の視点から	日本語	末永 敏和
35	2005/4/1	法学・政治学 専攻	比較法政プロ グラム	「二級角度調整実用新案報酬請求事 件」から見る職務発明の相当的な対価 中国と日本の職務発明政策の比較 による分析、考慮	日本語	茶園 成樹
36	2006/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	関税法における納税義務の特殊性 ~ 納税申告と輸入許可の関係について の考慮 ~	日本語	高橋 明男
37	2006/4/1	法学・政治学 専攻	公共法政プロ グラム	税務情報とプライバシーの保護	日本語	高橋 明男

学部・大学院在籍者数状況表（平成16.4.1～平成18.4.1）

学部学生在籍者状況表(平成18年4月1日現在)

年次	学 部						合計	研究生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考
	1	2	3	4	5	6						
法	計	182	184	184	254		804	8	0	1	5	
	女	52	62	72	95		281	4	0	0	2	
	留	6	7	2	8		23	6	0	0	2	
	休	0	6	2	7		15	6	0	0	2	
	休	0	0	0	4		4					

学部学生在籍者状況(平成17年4月1日現在)

年次	学 部						合計	研究生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考
	1	2	3	4	5	6						
法	計	186	177	208	288		859	4	0	1	8	
	女	62	69	85	115		331	1	0	1	4	
	留	7	2	7	7		23	3	0	0	2	
	休	0	2	6	7		15	1	0	0	2	
	休	0	0	0	10		10					

学部学生在籍者状況(平成16年4月1日現在)

年次	学 部						合計	研究生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考
	1	2	3	4	5	6						
法	計	177	192	205	408		982	3	0	0	10	
	女	69	77	89	153		388	1	0	0	8	
	留	2	7	6	7		22	3	0	0	1	
	休	2	6	6	7		21	2	0	0	1	
	休	0	0	1	123		124					

大学院・研究所等学生在籍者数状況表(平成18年4月1日現在)

年次	前期課程			後期課程					合計	研究生	特別研 究学生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考	
	1	2	小計	1	2	3	4	5								小計
法	計	37	44	81	8	10	26			44	125	3	0	0	0	
	女	17	14	31	3	3	10			16	47	0	0	0	0	
	留	5	9	14	3	2	5			10	24	2	0	0	0	
	休	5	8	13	3	1	5			9	22	2	0	0	0	
	休	0	0	0	0	0	2			2	2					

大学院・研究所等学生在籍者数状況表(平成17年4月1日現在)

年次	前期課程			後期課程					合計	研究生	特別研 究学生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考	
	1	2	小計	1	2	3	4	5								小計
法	計	42	44	86	11	12	25			48	134	1	0	0	0	
	女	13	19	32	3	4	10			17	49	1	0	0	0	
	留	8	8	16	2	3	4			9	25	1	0	0	0	
	休	6	7	13	0	3	4			7	20	0	0	0	0	
	休	0	7	7	0	0	4			4	11					

大学院・研究所等学生在籍者数状況表(平成16年4月1日現在)

年次	前期課程			後期課程					合計	研究生	特別研 究学生	聴講生	科目等 履修生	特別聴 講学生	備 考	
	1	2	小計	1	2	3	4	5								小計
法	計	33	57	90	12	10	29			51	141	5	1	0	0	
	女	14	21	35	4	3	11			18	53	1	0	0	0	
	留	5	3	8	3	2	3			8	16	2	0	0	0	
	休	5	2	7	3	2	3			8	15	2	0	0	0	
	休	0	21	21	0	0	6			6	27					